

30川総行革第676号

平成31年1月21日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様

同 植村 京子 様

同 花輪 孝一 様

同 山田 益男 様

川崎市長 福田 紀彦

平成29年度包括外部監査結果に基づく措置及び結果に添えて提出された
意見に対する対応状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、平成30年2月9日付けで包括外部監査人 山崎聡一郎氏から包括外部監査契約に基づく監査結果に関する報告書の提出がありました。このことについて、同法第252条の38第6項の規定により、当該監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、通知します。

また、監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況につきましても、同法第252条の38第6項の規定の趣旨に準じて、別添のとおり報告いたします。

平成29年度包括外部監査結果に対する措置状況

【監査テーマ：使用料及び手数料等の事務の執行について】

1 全般的な課題（使用料・手数料制度全般に関すること）

（3）料金の算定

【指摘事項】①使用料・手数料の算定に当たって例外的な考え方の整理について

〔指摘の要旨〕

「使用料・手数料の設定基準」では、行政サービスの手数料は、「必要な市民の求めに応じて行う」事務の対価という性質から、原価算定対象経費の全額を受益者の負担とすると定めている。

しかし、実際は手数料の性質から全額受益者負担とするのがなじまないものもある。例えば、ごみ処理手数料（粗大ごみ）は受益者負担割合が60%程度であるが、不法投棄なども考慮し、料金の引き上げはしていない。

また、手数料は徴収するものの、受益者負担の考え方がなじまないものもある。例えば、放置自転車対策は放置自転車数の削減が第一義的な目標であり、返還手数料は原価回収というより一種のペナルティ的要素がある。放置自転車数が減り1台あたりの原価が増えたから料金を引き上げるというのではなく、放置自転車等返還手数料で放置自転車対策の原価の全てを徴収するという考え方ではない。

このような受益者負担割合に例外的な考え方をするものについて、現状「使用料・手数料の設定基準」では定めがないが、設定基準等に明確に記載すべきと考える。

また、ごみ処理手数料のように、イニシャルコストが発生する行政サービスで、かつ、市民全体が利用できるサービスであるが、イニシャルコストを原価に含むといった原価の範囲に例外的な考え方を採るものもある。このようなものについても「使用料・手数料の設定基準」では定めがないが、設定基準等に明確に記載すべきと考える。

〔措置の内容〕

原価計算における見積方法について、平成30年度中に、「使用料・手数料の設定基準」に基づく原価計算等の実務的取扱等を記載した「原価計算等に係る事務処理要領」を新たに作成し、明確な考え方を示していきます。

（5）受益者負担割合の算出方法

【指摘事項】①『手数料・使用料に係る「原価計算表」作成要領』の更新について

〔指摘の要旨〕

料金見直しの判断資料となる原価計算表の作成手順として『手数料・使用料に係る「原価計算表」作成要領』を定めているが、平成24年度に原価計算表を導入した時点から更新されていない。

このため当作成要領で定める原価計算表の作成方法と実際の入力方法が異なるケー

スもあった。具体的には、手数料や直営施設の人件費である職員給について、当作成要領で定める原価計算表の入力方法と実際の入力方法が異なっていた。

原価計算表の作成者が当作成要領をもとに正確に原価計算表を作成できるように、取扱いが不明な箇所について当作成要領を適宜更新する必要がある。

〔措置の内容〕

現行の作成要領を改め、平成30年度中に、「使用料・手数料の設定基準」に基づく原価計算等の実務的取扱等を記載した「原価計算等に係る事務処理要領」を新たに作成し、庁内への周知を徹底していきます。

【指摘事項】②原価計算表の作成の共通方針の整理について

〔指摘の要旨〕

原価計算表の作成担当者が作成方法に迷う場合は、財政課の局担当者に相談し都度疑問を解消しているとのことだが、相談によって定まった方針が記録・共有化されていない。過年度のやり方に倣って作るという共通感覚のもとで原価計算表が毎年作成されている。また『使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領』では、実際の細やかな入力方法が明確にされていないため、原価計算表の入力方法の誤りが散見された。また、類似の運営形態や同一の制度をとる施設では本来同一の方針を採用し原価を算出すべきと考えられるところ、方針にばらつきがある。

例えば、原価の物件費について、施設内に有料部分と無料部分があるため、経費のうち有料部分にかかる原価を算出する場合に、平和館のように、すべての経費を施設の面積比で按分している施設もあれば、男女共同参画センターのように、人件費を業務割合で、物件費を面積比で按分している施設もある。同様に、施設内で有料の教室や講演を実施しており、有料の教室講演を実施している間は使用料を支払っての一般利用は使用できない場合、経費を一般利用の時間と有料の教室や講演を実施している時間の割合で按分するが、この際アートセンターなどのように時間割合のみ考慮して按分する施設もあれば、スポーツセンターなどのように施設内の諸室ごとの時間割合に加えて各設備の面積比を乗じて経費を按分する施設もある。

原価の人件費についても、通常の施設運営に係る人件費としか定めがなく、その範囲が明確ではないため、公園施設は入札事務等に係る職員の人件費も一部計上しているが、他の公の施設は施設内で従事する職員の人件費のみを計上している。

さらに、使用料収入に加算する減免額の範囲について、大半の施設は団体割引や優待にかかる使用料の減少分を含まないが、日本民家園や青少年科学館のように含む施設もあった。

継続的な料金見直しを実効性あるものとするために、作成要領は実態に合わせて適時更新すべきであるが、その際には作成過程で議論され共通方針として定まった内容も適宜反映する必要がある。

〔措置の内容〕

平成30年度中に、「使用料・手数料の設定基準」に基づく原価計算等の実務的取扱等を記載した「原価計算等に係る事務処理要領」を新たに作成し、庁内への周知を徹底していきます。

【指摘事項】③原価計算表の作成方法の周知徹底について

〔指摘の要旨〕

原価計算表は、財政課の局担当者が各局経理担当者に作成依頼しているが、作成依頼時に『使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領』が十分に周知されておらず、原価計算表作成者が当作成要領の存在を知らないケースが散見された。

作成担当者が、作成方法を十分に理解しないまま原価計算表を作成することは、原価計算表の入力誤りにつながり、また比較可能性を困難にするおそれがある。財政課の局担当者が作成依頼をする際には、当作成要領を配付するとともに、原価計算表作成上の重要事項や留意事項を周知徹底する必要がある。

〔措置の内容〕

平成30年度中に、「使用料・手数料の設定基準」に基づく原価計算等の実務的取扱等を記載した「原価計算等に係る事務処理要領」を新たに作成し、庁内への周知を徹底していきます。

2 各論（各使用料・手数料に関すること）

Ⅱ 市民文化局（【11】は高津区役所が措置）

【1】岡本太郎美術館使用料

【指摘事項】①減免対象者の把握について

〔指摘の要旨〕

岡本太郎美術館では、減免者数は把握しているが、減免者の内訳を把握しておらず、減免金額を把握していない。減免金額は、簡便的に減免者数を含む無料入館者数と有料入館者数の比率を用いて、「減免額＝使用料収入÷有料入館者数×無料入館者」として算出している。有料入館者は高校生・大学生及び65歳以上、一般利用者、割引適用者に区分されるが、各々使用料が異なり、また無料入館者は減免額が異なる減免者と中学生以下の無料での一般入館者で構成されるため、減免額を簡便的な方法で算出した受益者負担割合は実際の受益者負担割合と異なる可能性がある。当施設は全庁的見直しにおいて、受益者負担割合が標準的受益者負担割合を下回り、使用料の改定について追加検討する必要がある施設としていた状況であることから、減免金額を正確に把握して受益者負担割合を算出する必要がある。

また、一般利用の中学生以下の無料入館者は減免に該当しないが、条例に基づく対応で無料としていることや施設の性質を考慮し、減免の扱いと同様に、使用料を徴収したものとみなして、受益者負担割合を算出している。

この点、市内の他の原価計算表を横並びで見ると、「使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領」の通りに減免のみを使用料を徴収したとみなす施設がある一方で、当施設の無料部分のように減免以外であっても使用料を徴収したとみなす施設があり、方針が全庁的に統一されていない。

適切な料金設定につなげるためにも、今回の全庁的見直しにおいては、公の施設

使用料に係る原価計算表における減免の範囲を統一したうえで、受益者負担割合を算出することが望まれる。

〔措置の内容〕

平成30年6月から障害者手帳持参者及び介助者など観覧料減免となる者に対し本来の料金区分の確認を行うことで正確な減免額の把握ができるよう改善しました。

また、原価計算における減免については、平成30年度中に、「使用料・手数料の設定基準」に基づく原価計算等の実務的取扱等を記載した「原価計算等に係る事務処理要領」を新たに作成して取り扱いを全庁的に統一し、受益者負担割合を算出することとします。

【11】大山街道ふるさと館利用料

【指摘事項】①減免に係る決裁について

〔指摘の要旨〕

川崎市大山街道ふるさと館条例施行規則第10条第2項に規定されている「市長が特別の理由があると認めるとき」に基づく減免事例について、「特別の理由」が明確になっていない。

また、高津区民祭で使用されるケースにおいて、必要な決裁が取られていなかった。

高津区民祭は地域団体と有志区民による実行委員会が主体となって開催されるもので、行政は実行主体ではなく、高津区としては「事業の後援」及び「補助金支給」、大山街道ふるさと館としては「会場提供その他運営協力」に関与する。したがって、当該減免根拠規定は同規則第10条第1項(2)ではなく、同条2項が該当する。しかし、このケースが同規則の「特別の理由」に該当するかは具体的に示されておらず、不透明である。

また、高津区民祭で当館を使用する場合の減免に係る決裁は、高津区民祭は例年行われる通例的なものであるため、事務決裁規程別表に照らすと局長専決事項であるが、当館を所管する高津区役所には局長が存在しないため、局長に相当する区長の専決事項となっている。現在は、都度の区長決裁は取っておらず、施設所管である高津区と指定管理者との都度の確認により免除を決定しているが、「市長が特別の理由があると認めるとき」に該当する場合であったとしても、事務決裁規程に則り、区長決裁を取る等の手続きを経る必要がある。

〔措置の内容〕

川崎市大山街道ふるさと館条例施行規則第10条第2項に規定されている「市長が特別の理由があると認めるとき」に基づく減免事例の「特別な理由」が明確になっていないこと及び高津区民祭で使用されるケースにおいて必要な決裁が行われていなかったことについて、平成30年度より規則第10条第2項に基づき減免を行う際は、施設所管である市と指定管理者で協議を行い、「特別な理由」に該当すると判断した場合は、事務決裁規程に則り、区長決裁を取ることとしました。当該決裁においては、「特別な理由」についても明記していくこととします。

IV 環境局

【1】余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根・王禪寺）利用料

【指摘事項】①指定管理者による事業収入がある施設の原価の算出について

〔指摘の要旨〕

ヨネッティー堤根、ヨネッティー王禪寺では、プールにおいて使用料収入となる個人利用の他、水泳教室の運営や水着等の販売をしているが、水泳教室や物品販売に係る費用も含めた経費合計と個人利用の利用料収入を用いて、受益者負担割合を算出していた。

経費には、水泳教室における講師代や物品販売における商品仕入高などと、個人利用と水泳教室双方で負担すべき間接費の水道光熱費や維持保守管理費などがあるが、市の他のプールがある施設では、間接費は個人利用と水泳教室の利用実績に応じて按分を行い、個人利用に係る費用相当額を算出している。

平成 28 年度の全庁的見直しで料金の引き上げを行っているが、これは水泳教室や物品販売にかかる費用負担をプールやトレーニングルーム、会議室（ヨネッティー王禪寺のみ併設）の個人利用者に転嫁する計算方法で算出した受益者負担割合に基づく料金引き上げである。

早急に経費の内容が直接費か間接費か把握し、水泳教室や物品販売に係る直接費は原価から除くとともに、間接費の按分方法を定めて受益者負担割合を再度算出し、現在の使用料が適切な料金設定であるかの検討が必要である。

〔措置の内容〕

水泳教室等の主な支出経費は外部講師謝礼であり、その費用を除することと、光熱水費等の按分を設定することはできることから、原価計算の方法について見直していきます。また、一方で、本施設が複数の性質をもつ施設であり、標準的受益者負担割合の取扱いについて別途関係局で検討が行われている検討を進めていることから（監査の結果 1（2）①関係）、平成 32 年度に予定している全庁的な使用料・手数料の見直しに合わせ、原価計算を見直していきます。

【3】ごみ処理手数料（事業系一般廃棄物）

【4】ごみ処理手数料（粗大ごみ）

【5】仮設トイレし尿処理手数料

【6】浄化槽等清掃手数料

【指摘事項】①イニシャルコストの考え方の整理について

〔指摘の要旨〕

「使用料・手数料の設定基準」では、施設設置に係るイニシャルコストへの言

及はあるものの、行政サービスに係るイニシャルコストの取扱いに関する明確な記載がない。

減価償却費を原価に含める市の考え方には一定の合理性があり、また手数料の水準は近隣都市の手数料との均衡も取れていることから、原価の算出方法に問題があるとは考えていない。

ただし、この減価償却費を原価に含めるというごみ処理手数料他の考え方は、市全体のイニシャルコストに係る考え方と照らすと例外である。「使用料・手数の設定基準」では、個々の施設やサービス内容を勘案して例外を採用するものについて定めがないが、例外を採用する場合は、その旨及び理由を当該設定基準に明確に記載する必要がある。

〔措置の内容〕

「使用料・手数料の設定基準」のイニシャルコストの考え方を検討し、平成32年度に予定している全庁的な使用料・手数料の見直しに合わせ、適切に対応していきます。

V 健康福祉局

【3】地域交流センター利用料

【指摘事項】①標準的受益者負担割合の設定について

〔指摘の要旨〕

当施設は、時間帯によって地域交流センターと老人福祉センターという異なる使われ方をする施設である。前者は市民館・会館等としての、後者は老人活動施設としての性格を持つものであるが、市の「公の施設の標準的受益者負担割合」の表では老人福祉センターのみ標準的受益者負担割合が設定されていた。

地域交流センターに関しても標準的受益者負担割合を設定し、使用料の見直しを定期的に行うべきである。予め登録された団体から使用料を徴する貸室事業を行っており、市民館・会館等に近い性質を有している点から鑑みればBIの区分（標準的受益者負担割合は25%）の分類が適切であると考えられる。

その際、以下の施設特性を踏まえると、受益者負担割合が25%になるよう料金の引き上げをただちに行うことが必ずしも適切とは言えない。

- ・地域交流センターは夜間と祝日のみの開館であること、
- ・費用按分が時間数のみ考慮しており老人福祉センターに係るコストも負担している可能性があること、
- ・地域交流事業として地域住民同士の交流促進に資するようなイベント等を多数実施していること、
- ・60歳以上の市民が無料で利用できる老人福祉センター（標準的受益者負担割合＝A1）と合わせて指定管理業務を行っていること

ただし、料金を収受する以上、標準的受益者負担割合を設定しないまま料金の見直しをしないのは問題であるため、地域交流センターと老人福祉センターで区別し

て標準的受益者負担割合を設定し、地域交流センターにおいても定期的なモニタリングを受ける必要があると考えられる。

〔措置の内容〕

平成 32 年度に予定している全庁的な使用料・手数料の見直しの時期までに、関係局等間での協議の上、標準的受益者負担割合の設定について検討してまいります。

VI 教育委員会、こども未来局

【1】青少年の家利用料

【2】八ヶ岳少年自然の家利用料

【指摘事項】①受益者負担割合を他の施設と同様に計算すべき

〔指摘の要旨〕

利用料金減免額と指定管理事業にかかる支出決算額に、一般利用者割合を乗じている点と、分母に指定管理料以外の市支出を加算していない点が、他の施設の受益者負担割合の計算に見られない特徴的な点である。一般利用者とは、教育関係者以外の利用者のことである。一般利用者割合を乗じる趣旨は、当施設は、教育施設に準じる施設として、市の施策の一環で学校の課外授業等に利用しており、使用料・手数料の設定対象としてはこのような教育目的利用を除いた上で一般利用者に絞って受益者負担割合を算出するためであるとのことであった。また、標準的受益者負担割合として 25% が設定されているが、これは教育関係利用者以外の一般利用者の受益者負担割合であるとのことである。一般利用者にかかる受益者負担割合という前提で、市の上記計算式を検討したところ、次を修正すべきである。

イ 分子の「利用料金減免額×一般利用者割合」は、一般利用者に係る減免額を算定する簡便な方法ではある。しかし、一般利用者に対する減免は全額免除に限られないため、一般利用者割合で按分することにより減免額が過大に算定されていた。一般利用者にかかる減免実績額を把握するのは困難ではないため、受益者負担割合の計算式の分子における利用料金減免額は実績額とすべきである。

ロ 分母の「指定管理事業にかかる支出決算額×一般利用者割合」は、一般利用者にかかる実績コストを把握するのは困難であり、一般利用者割合を乗じて簡便に計算するのはやむを得ないといえる。しかし、コストから除外されている指定管理料以外の市支出についても、一般利用者割合に乗じた額を加算すべきである。

〔措置の内容〕

平成 31 年度から定期的に行う受益者負担割合の算出において、分子における利用料金減免額は実績額を用いて計算していきます。

また、コストから除外されている指定管理料以外の市支出についても、一般利用者割合に乗じた額を加算していきます。

【2】八ヶ岳少年自然の家利用料

【指摘事項】②受益者負担割合の計算式見直し後の使用料改定の要否について

〔指摘の要旨〕

監査人が受益者負担割合の計算式を試算したところ、八ヶ岳少年自然の家の平成 28 年度の受益者負担割合は、12.5%であった。

同様に、平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合を試算したところ、平成 25 年度は 19.3%、平成 26 年度は 15.5%（平成 25 年度・平成 26 年度の平均値は 17.4%）であった。当施設の標準的受益者負担割合は 25%であり、乖離が生じている。「使用料・手数料の設定基準」の設定時に、使用料の見直しを対象にスクリーニングするために、市が算定した平成 25・26 年度の受益者負担割合（平均値）は 22.3%であり、見直しの検討対象となっていない。しかし、監査人の受益者負担割合の試算値は、標準的受益者負担割合から乖離しており、（実際に料金改定するかは別として）「使用料・手数料の設定基準」の設定に伴う平成 28 年度の全庁的見直し時に、当施設は料金見直しの追加検討を行う対象となっていたと考えられる。

以上から、市においても受益者負担割合の再計算をし、使用料の改定の検討対象施設にすべきである。

〔措置の内容〕

平成 31 年度から定期的に行う原価計算にあたっては、前述の指摘事項を踏まえて計算することとし、標準的受益者負担割合と比較して一定の乖離が継続する場合は、使用料の改定の検討対象としてまいります。

Ⅷ 建設緑政局

【3】陸上競技場等使用料、Jリーグ使用料

【4】野球場等使用料

【5】庭球場等使用料

【6】水泳場使用料

【7】つり池使用料

【8】野外音楽堂使用料

【9】その他有料施設使用料

【10】等々力中央広場使用料

【指摘事項】①原価に計上すべき人件費について

〔指摘の要旨〕

みどりの企画管理課では、入札事務等に係る職員人件費を、見積り計算で原価に集計している。

「使用料手数料の設定基準」では、原価算定対象経費としての人件費を「受付、使用料の徴収、保守点検等の事務など、通常の施設運営に係る人件費」と定めている。入札事務等は、通常の施設運営とはいえず、本来、これに係る人件費は原価算定対象経費とはならないと考えられる。通常の施設運営に係る職員人件費のみを原価に計上すべきである。

〔措置の内容〕

平成 29 年度の原価計算から入札事務に係る職員人件費を計上しないこととしました。

【11】多摩川緑地パークボール場利用料

【指摘事項】①使用料の算定根拠資料の保管

〔指摘の要旨〕

平成 26 年度における消費税増税に伴う利用料金の引き上げ後の料金水準は、都市公園条例 8 条の 2 にあるように 500 円（一人 1 回）であるが、当該料金の設定根拠となる資料が保管されておらず、設定根拠が不明であった。

将来料金の見直しが必要になった時などに再度確認できるように設定根拠となる資料を適切に保管しておく必要がある。

〔措置の内容〕

平成 30 年 5 月に、料金設定根拠となる資料について今後適切に保管するよう、課内に周知徹底いたしました。

【18】自転車等駐車場利用料

【指摘事項】①原価の算出における納付金の取扱いについて

〔指摘の要旨〕

原価の算出にあたって、市は指定管理者の支出額を原価として集計している。

この支出額には、指定管理者が市に納付する納付金も含まれている。納付金は近年約 450 百万円で推移しており、市が支出する駐車場管理運営費（約 150 百万円）、放置自転車対策費（約 200 百万円）、新規駐輪場整備事業の財源に充当されている。このうち、駐輪場管理運営費は、当該利用料の原価に含まれるべきものであるが、これは、管理運営費に充当された際に、原価として計上すべきである。一方、放置自転車対策費は放置自転車返還手数料の原価に含まれるべきものである。また、新規駐輪場整備事業費については施設のインシヤルコストとして取り扱われるべきものである。このため市は、納付金を現行の原価から全額控除したうえで、駐輪場の管理運営費を市の支出として原価に加算すべきである。

〔措置の内容〕

平成 31 年度から定期的に行う原価計算にあたっては、「自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン」に基づき、指定管理者が支出している管理運営経費（本市への納付金は除く。）、本市が支出している管理運営費、駐輪場の補修費等を原価

として算出してまいります。

X 上下水道局

【1】入江崎余熱利用プール使用料

【指摘事項】①使用料の算定基礎となった入場者数の見直しと、使用料改定の要否の検討について

〔指摘の要旨〕

現在、使用料設定の根拠として使用する年間予定利用者数は、近隣施設であるヨネッティ一堤根の建設当時の利用者を参考に年間 193,902 人として算出したものである。

しかし、平成 26 年度から平成 28 年度の過去 3 年間の利用者は 7 万人程度で推移しており、建設当時の利用者数見込み数 19 万人に対して半分にも満たない。この状況に鑑みると、使用料収入は当初想定より大幅な減少となっているものと想定されるが、一方で入江崎余熱利用プールの受益者負担割合は近年 52%～55%程度で推移している。公の施設の標準的受益者負担割合（運動施設）の 50%と比較しても大きな乖離は無いことや、地元住民の要望で建設された施設であり、交通の便の悪さなどを踏まえ、市は、引き続き、受益者負担割合等を確認しながら使用料の改定の要否を判断すべきとしている。

しかし、もともとコストを全額使用料で回収するように設定していたものが、平成 17 年度から指定管理者制度を導入し、利用者サービスの向上と経営改善に努めたものの、入場者数が当初見込みの約半分の水準となり、その結果、その後に設定された標準的受益者負担割合（運動施設）の 50%と近似しているのが現状である。

結果として現行の使用料の算定根拠は不明確であり、平成 7 年当時の他の施設の見積りを基礎とした料金算出根拠は見直されるべきである。現在の当施設に係る利用状況に則した使用料の算定根拠の整理と、地元還元型施設として設置された経緯などを踏まえ、使用料の改定の要否の検討をすべきである。

〔措置の内容〕

平成 28 年度の利用状況に則して使用料の算定根拠を整理しました。使用料の改定に当たっては、下水道事業の附帯事業としての位置付けとともに地元還元型施設として建設された経緯や市の基準である「公の施設の標準的受益者負担割合（運動施設）」との均衡も考慮する必要がありますので、平成 31 年度以降も定期的に原価計算を行い、使用料改定の要否を検討してまいります。

XI 教育委員会

【1】日本民家園使用料

【2】青少年科学館使用料

【指摘事項】①原価計算表の減免の範囲における割引の取扱いについて

〔指摘の要旨〕

受益者負担割合を算出する上で割引の取扱いが全庁的に統一されておらず、受益者負担割合の算出方法が施設間で異なっている。受益者負担割合は、使用料等を改定するか否かの基本的な指標であるため、施設間の差異を発生させないために、原価計算表における減免の範囲を統一させるべきである。

〔措置の内容〕

平成 30 年度中に、「使用料・手数料の設定基準」に基づく原価計算等の実務的取扱等を記載した「原価計算等に係る事務処理要領」を新たに作成し、庁内への周知を徹底していきます。

【2】青少年科学館使用料

【指摘事項】①原価算定対象経費として認識する費用の範囲について

〔指摘の要旨〕

プラネタリウム観覧料の原価算定対象経費に、プラネタリウム事業の経費が一部含まれるはずの指定管理者における「施設の管理運営に要した経費」が全く計上されておらず、受益者負担割合が実態を反映したものとなっていない。指定管理者における事業経費を実態に即して有料施設部分と無料施設部分とに按分する方針を決定するとともに、プラネタリウム運営に係る分を把握し、正確な受益者負担割合を算出した上で、料金改定の要否を検討すべきである。

〔措置の内容〕

有料施設部分と無料施設部分との業務割合等をもとにプラネタリウム運営に係る分を把握し、試算した結果、受益者負担割合は 22.4%となり、標準的受益者負担割合との乖離は 2.6%となりました。

今後は、平成 30 年度中に作成する「原価計算等に係る事務処理要領」を踏まえ、正確な受益者負担割合を再確認のうえ、平成 32 年度に予定している次回の全庁的な料金見直しに向けて検証を進めていきます。

【指摘事項】②平成 25 年度の原価計算表における原価の算出誤りについて

〔指摘の要旨〕

平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合が適切に算出できていない。結果的に、標準的受益者負担割合（25%）と±5%以上の乖離が生じておらず、使用料見直しの検討対象外となったが、同様の誤りが発生した場合、使用料見直しが適切になされない可能性が考えられるため、原価計算表のチェック体制を整える必要がある。

〔措置の内容〕

平成 30 年度中に、「使用料・手数料の設定基準」に基づく原価計算等の実務的取扱等を記載した「原価計算等に係る事務処理要領」を新たに作成し、庁内への周知を徹底していきます。

XII 行政財産目的外使用料

【指摘事項】①減免率にかかる文書化の必要性について

〔指摘の要旨〕

行政財産の目的外使用料を減免している施設について、各部局の担当者の裁量により減免率に差が生じる恐れがあるため、原則の減免率（50％）以外の減免率を適用した場合は、減免率の決定根拠の文書化を徹底する必要がある。

〔措置の内容〕

原則の減免率以外の減免率を適用する施設については、減免理由と減免率の決定根拠を文書化し、平成 30 年 4 月 1 日以降を開始日とする行政財産の目的外使用許可伺いの添付書類に加え、資産運用課で合議を行う際に確認することとしました。

平成29年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況

【監査テーマ：使用料及び手数料等の事務の執行について】

1 全般的な課題（使用料・手数料制度全般に関すること）

（1）原価算定対象経費の範囲

【意見】①「使用料・手数料の設定基準」におけるイニシャルコストの取扱いの記載について

〔意見の要旨〕

市が定める「使用料・手数料の設定基準」では、イニシャルコストは基本的に原価に含めることとしたうえで、施設の法的位置付けや性質、受益者の範囲などにより、当該施設が市民全体の財産であり、誰もが利用することができ、受益者となりうる場合には、イニシャルコストを公費負担の対象とし、原価に含めないこととしている。

実際には、イニシャルコストを原価に含めて使用料を算定している施設は極めて限定的であり、ほとんどの施設はイニシャルコストを原価に含めていない。

民間企業であれば、料金（売上）でイニシャルコスト、すなわち、投下資本を回収することは当然ではあるが、公共の場合は、必ずしも投下資本の回収計算をするものではなく、また、市民が等しく利用できるのであれば（実際に利用するかしないかは別として）、施設そのものは市民全体の財産となるため、イニシャルコストは公費で負担し、ランニングコストを使用料・手数料で賄う、とする考え方には納得できるものがある。建物のような償却資産の償却負担を利用者に転嫁する場合、減価償却費が償却期間終了後に剥落することが急激なコスト減少要因となり、受益者負担割合の算出の継続性を阻害する懸念もある。

しかし、そうであるならば、当該考え方を原則とし、イニシャルコストを原価に含める施設は限定的であることを明確にした方が、実態に整合するものとする。「使用料・手数料の設定基準」はホームページで広く開示しており、誤解を招く可能性のある記載は修正することが望まれる。

〔措置の内容〕

「使用料・手数料の設定基準」のイニシャルコストの考え方を検討し、平成32年度に予定している全庁的な使用料・手数料の見直しに合わせ、適切に対応していきます。

【意見】②大規模修繕の取扱いについて

〔意見の要旨〕

「使用料・手数料の設定基準」では、施設の大規模修繕にかかる費用はイニシャルコストに類するものとして、イニシャルコストと同様の取扱いとしている。すなわち、前記のとおり、大規模修繕も基本的に原価に含めることとしたうえで、施設の法的位置付けや性質、受益者の範囲などにより、当該施設が市民全体の財産であり、誰もが利用することができ、受益者となりうる場合には、公費負担の対象とし、原価に含め

ないこととしている。

大規模修繕は恒常的には発生せず、施設の建設・建て替えに準ずるものと整理しているためだが、イニシャルコストを原価に含める施設は極めて限定的であるため、ほとんどの施設について料金設定には反映されないところで、多額の公費が投入されている実態がある。

市の施設の多くは今後老朽化が進み、それに伴う大規模修繕費も増加するものと推察される。大規模修繕にかかる費用も、原価の範囲に含んだうえで料金設定を行い、利用者が負担する必要はないのか、受益と負担の適正化の観点から、市全体の方針を改めて検討する必要がある。

〔措置の内容〕

大規模修繕に係る費用については、現行の「使用料・手数料の設定基準」のイニシャルコストの考え方を踏まえ、同基準に基づく原価計算等の実務的取扱等を記載した「原価計算等に係る事務処理要領」を新たに作成し、平成 30 年度中に、庁内への周知を徹底していきます。

また平成 32 年度に予定している全庁的な使用料・手数料の見直しによりイニシャルコストの考え方に変更があった場合は、併せて対応します。

【意見】③補助金を財源とした場合の取扱いについて

〔意見の要旨〕

施設の建設や行政サービスの財源となるのは、大きく分類すれば、主に、税、補助金、地方債（借金）、使用料・手数料等である。受益者負担割合とは、公費たる税と私費たる使用料・手数料等の負担割合をどのようにするかということであり、この二つに焦点が当たりやすいが、原価算定対象経費の算出に当たっては、地方債で賄ったものと補助を受けたものの取扱いにも留意が必要である。

なぜなら、地方債を財源にするということは、施設の取得の際には直接的には受益者の負担とはならないが、地方債の償還の時に、償還の財源を公費負担とするのか受益者負担とするのかの議論が生じるからである。この点、現在の設定基準では、イニシャルコストの定義に「建設に市債を充てている場合は、後年度の市債の償還費を含む」と明記しており、この償還費についても受益者が負担することを明瞭にしている。

一方、補助金については、補助金を財源とした支出までを原価算定対象経費に含めると、補助を受けた部分についてまで受益者負担を求めることになってしまうため、明確に除外する必要がある。しかし、「使用料・手数料の設定基準」では、補助を受けた場合の取扱いが明確ではない。

したがって、「使用料・手数料の設定基準」の中で、補助金を財源として支出した経費については原価算定対象経費に含めないことを明らかにする必要があると考えられる。

〔措置の内容〕

補助金を財源とした支出経費について、市債を充てている経費との整合を踏まえ、「使用料・手数料の設定基準」に基づく原価計算等の実務的取扱等を記載した「原価計算等に係る事務処理要領」を新たに作成し、平成 30 年度中に、庁内への周知を徹底

していきます。

(2) 標準的受益者負担割合

【意見】①複数の性質を持つ施設の標準的受益者負担割合の取扱いについて

〔意見の要旨〕

市は、文化・芸術施設、余暇施設、運動施設、市民館・会館等（貸館施設）といった施設の性質を考慮し、標準的受益者負担割合を決定しているが、複数の性質を持つ施設について、一部の施設の性質のみを考慮して標準的受益者負担割合を設定している。

施設が複数の性質を持つ場合、一部の性質だけを考慮して施設全体の標準的受益者負担割合を決定してよいのか、そのように算出した標準的受益者割合と施設全体の受益者負担割合が乖離していなければ料金は妥当といえるのかを、検討する必要がある。

「使用料・手数料の設定基準」では標準的受益者負担割合は、公の施設全体で判断するとしているが、複数の性質を持つ施設の具体的な考え方までは想定されていない。

複数の性質をもつ施設に対する標準的受益者負担割合の取扱いを明確にさせるとともに、実際の運用としても、複数の性質に鑑みた標準的受益者割合を決定することが望まれる。

〔措置の内容〕

複数の性質を持つ施設の標準的受益者負担割合の取扱いについては、各施設の設定目的や利用実態等を踏まえ、平成 32 年度に予定している全庁的な使用料・手数料の見直しに合わせ、適切に対応していきます。

(4) 減免措置

【意見】①減免の金額の把握について

〔意見の要旨〕

川崎市の公共施設利用予約システム「ふれあいネット」には、平成 28 年度まで自動減免機能というものがあり、行政組織やボランティアグループ等の減免対象団体に付与されたカード番号を入力して予約すると自動的に貸室が半額に減免され、減免額はシステム上把握できない仕組みとなっていた。この自動減免機能は平成 28 年度で廃止し、平成 29 年度からは全て紙で個別に減免申請する方法に変更したが、これまで自動減免だった減免額を平成 29 年度に集計し、当該減免額が多額であった場合には、次回の全庁的見直しを待たずに料金に与える影響を検討する必要がある。

また、施設によっては、減免額を把握していないところがあった。具体的には、平成 28 年度時点で、岡本太郎美術館や市民ミュージアムでは、無料入館者が有料入館者かの把握はしているが、減免額までは把握していない。

受益者負担割合の算出に当たっては、減免部分を一般の利用者に負担転嫁させないために、減免額についてあたかも収入があったかのようにみなした上で、収入額を計算する。すなわち、減免額は受益者負担に影響を与えるものであり、使用料・手数料

の算定、改定の要否の検討に影響を与えるものである。したがって、減免額は可能な限り、正確に把握することが望まれる。

〔措置の内容〕

原価計算における減免の取扱いについて、平成 30 年度中に、「使用料・手数料の設定基準」に基づく原価計算等の実務的取扱等を記載した「原価計算等に係る事務処理要領」を新たに作成し、統一的な取扱いを示していきます。

（５）受益者負担割合の算出方法

【意見】④原価計算表のチェック手法の改善について

〔意見の要旨〕

各部局から回収した原価計算表は、財政課の局担当者が主として経年比較することで入力誤りがないかチェックしている。

しかし、上述のように『使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領』の更新や作成方針が共有化されていない状態では、当初から作成方法を誤っている可能性もあり、その場合には経年比較のみでは作成誤りが見過ごされるおそれがある。

作成要領や作成方針を整理するとともに、実効性のあるチェック方法を検討することが望まれる。例えば、指定管理者の収支決算書に基づいて原価計算表を作成する施設については、財政課は収支決算書もあわせて入手したうえで、原価計算表と収支決算書の整合性を確認することなどが考えられる。特に指定管理者の経費を按分し経費の一部分のみ原価計算表で費用として計上している施設については、財政課は経費の按分計算が適切に行われているかチェックすることも考えられる。

〔措置の内容〕

平成 30 年度中に、「使用料・手数料の設定基準」に基づく原価計算等の実務的取扱等を記載した「原価計算等に係る事務処理要領」を新たに作成し、庁内への周知を徹底していきます。

（６）料金見直し

【意見】①過去の料金設定を継続する施設の料金見直しについて

〔意見の要旨〕

「使用料・手数料の設定基準」では、使用料・手数料の算定方法の例として、利用者数が明らかな施設の場合には「原価×受益者負担割合」を利用者数で除した 1 人当たりの使用料を算定することを、貸室の場合には、「原価×受益者負担割合」を面積と開館時間で除した 1 時間 1 m²当たりの使用料を算定することを示している。

しかし、ほとんどの施設が「使用料・手数料の設定基準」の策定前から使用料を設定しており、実際には、利用者数や面積を基準とした料金設定になっていない施設が多くある。このような施設は、平成 28 年度の全庁的な見直しでは、施設全体のコストと使用料収入から受益者負担割合を算出し、料金見直しの要否を検討しており、個別の施設ごとの利用者数や面積によって算出した 1 人当たり又は 1 時間 1 m²当たり

の使用料と比較して現在の使用料の水準が妥当かどうかまでの検討はしていない。

施設全体では適正な受益者負担割合の水準であったとしても、個々の施設ごとには使用料水準が適切でない可能性がある。次回の全庁的な料金見直しにおいては、過去の料金設定の方針が、近隣施設を参考にしたなど「使用料・手数料の設定基準」とは異なる設定方針の施設や設定方針が明確でない施設について、「使用料・手数料の設定基準」の料金設定の算出例に従って算出した場合の使用料と現在の使用料の水準を比較し、著しく乖離している場合は、個々の施設ごとに使用料の水準を見直すことを検討することが望まれる。

〔措置の内容〕

過去の料金設定を継続する施設の料金見直しについては、各施設の設置目的や利用実態等を踏まえ、平成 32 年度に予定している全庁的な使用料・手数料の見直しに合わせ、適切な料金設定に向けた検討を行います。

【意見】②耐用年数到来後の減価償却費相当額の扱いについて

〔意見の要旨〕

減価償却費を受益者が負担する施設の料金は、施設が耐用年数到来年度を迎えた後は、減価償却費が 0 円となり原価の総額が減少するため、使用料の引き下げ要因になるものと思われる。

減価償却費がなくなることは原価の総額ひいては料金の見直しに与える影響が大きいと想定されるため、イニシャルコストを原価の範囲に含めている施設の料金計算については、耐用年数到来後の減価償却費相当額の取扱いについて一定の方向性を全庁的に検討しておくことが必要と考えられる。

〔措置の内容〕

耐用年数到来後の減価償却費相当額の取扱いについて、平成 32 年度に予定している全庁的な使用料・手数料の見直しに合わせ、適切な料金設定に向けた検討を行います。

【意見】③消費税改定に対応した料金見直しの実施について

〔意見の要旨〕

平成 26 年 4 月に消費税等の税率が 8%に改定されたが、これに先駆け、平成 25 年 12 月に、総務省から『消費税率（国・地方）の引き上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について』（総行行第 198 号、総行経第 28 号）が発出された。当該通知では、公の施設の使用料は消費税率引き上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定に係る条例改正等の措置を講じることが求められている。しかし、市では、平成 26 年度に消費税増税を理由とした使用料・手数料の全庁的な見直しはしておらず、消費税増税を理由に料金を改定したのは、パークボール場、入江崎余熱利用プール、市場（北部市場・南部市場）と限定的であった。また、平成 28 年度の全庁的な見直しにおいて、受益者負担割合を算出するにあたっては、収入・費用共に税抜きの金額を使用し、消費税率の影響を考慮していない。

これは、実質的に使用料・手数料は消費税の増税相当分だけ引き下げが行われたこととも考えられ、増税による使用料・手数料の引き下げ分は、公費負担すなわち受益者以外の市民も負担していることになる。

市では次回の全庁的見直しで、消費税をどのように使用料・手数料に反映させるかを課題としているとのことだが、平成 31 年 10 月に消費税率が 10%に改定される予定であることも踏まえ、消費税率改定に対応した使用料・手数料の見直しをいつ、どのように実施するのか、継続的に検討していく必要がある。

〔措置の内容〕

消費税率改定への対応については、川崎市行財政改革第 2 期プログラムに基づき、適切に進めてまいります。

【意見】④市内料金と市外料金の設定について

〔意見の要旨〕

「使用料・手数料の設定基準」では、「当該公の施設が、市民全体の共有財産であり、誰もが利用することができ、受益者となり得る場合には、イニシャルコストを公費負担の対象とし、原価に含めない」と定めている。

市のほとんどの施設は、イニシャルコストを原価に含めていないが、当該理由によりイニシャルコストを原価に含めないのであれば、市外の利用者に対してイニシャルコストの分まで公費負担とする必要はないため、市内（在勤含む）と市外の料金を区別して設定することに、一定の合理性がある。

市内料金と市外料金を区分して設定する自治体もあるが、市において市外料金を設定しているのは、現状は葬祭場と青少年の家のみであるため、施設の性質等を考慮し、市外料金の設定について検討する余地がある。

〔措置の内容〕

市内料金と市外料金の取扱いについて、平成 32 年度に予定している全庁的な使用料・手数料の見直しに合わせ、適切な料金設定に向けた検討を行います。

（7）公会計の活用

【意見】①使用料・手数料の設定根拠の積極的な情報開示について

〔意見の要旨〕

平成 27 年 1 月 23 日に、総務大臣から『統一的な基準による地方公会計の整備促進について』（総財務第 14 号）が発出された。当該通知では、地方公共団体において、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を導入すること、原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で統一基準での財務書類等を作成すること及び、それらを予算編成等へ積極的に活用することを求めている。市もこれまで基準モデルで作成していた財務書類を、平成 28 年度決算版より統一的な基準で作成している。統一的な財務書類等を作成した後は、これらを有効活用していくことが課題となり、「統一的な基準による地方公会計の最新動向について（平成 29 年 3 月 3 日）」では、財務書類等の有効活用の具体例の 1 つとして、事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することを通じ、受益者負担の適正化、ひいては使用料・手数料の見直しにつなげることが挙げられている。

市においては、市民サービスの受益と負担の適正化を図ることを目的として、「使用

料・手数料の設定基準」を設定し、公の施設及び行政サービスごとの原価を把握し使用料・手数料の見直しを実施しているが、当該取組みの過程で把握した公の施設又は行政サービスごとの収入や原価の金額及びそれらの経年推移等の情報を現状では開示していない。当該情報は、各施設又は各行政サービスはどれだけ収入があるのか、どれだけ費用がかかっているのか、結果として公費（税金）がどれだけ投入されているかを市民が把握するのに極めて有用な情報である。

このため、公会計改革に関連付けて、市が実施している取組み及び把握している情報を、今後より積極的に開示することも考えられる。

〔措置の内容〕

統一的な基準による財務書類を活用した使用料・手数料の設定根拠の積極的な情報開示については、国や他都市の動向などを踏まえながら、平成 32 年度に予定している全庁的な使用料・手数料の見直しに合わせ、効果的な情報開示手法の検討を進めてまいります。

2 各論（各使用料・手数料に関すること）

I 財政局

【1】税証明書手数料

【意見】① 税証明書の交付手数料と住民票の交付手数料等との整合性について

〔意見の要旨〕

税証明書の交付手数料は、原価の厳密な実費計算が難しいと市では判断しており、その水準の見直しは他の手数料の水準や他都市の状況を踏まえながら、総合的に判断している。

現在の手数料の水準は、他都市の状況と比較すれば、適正な範囲であると考えられるものの（コンビニ発行に関する料金水準は異なる）、類似の手数料である住民票の交付手数料等は、これまで手数料収入と原価の均衡を図る観点で手数料水準の見直しを検討してきた経緯があるため、税証明書の交付手数料も同様の観点で、見直し方針を検討すべきである。

なお、平成 28 年度の受益者負担割合は 99.3%であり、原価の大部分を手数料収入で賄っているが、今後、マイナンバー制度の普及による利用件数の減少や、コンビニ発行の増加による原価構成割合の変動等の理由により、受益者負担割合が大きく変動することも予想されるため、原価の実費計算をどこまで厳密に実施するかも含めて、税証明書の交付手数料の見直し方針を検討することが望ましい。

〔措置の内容〕

税証明書の交付手数料については、平成 31 年度から定期的に行う原価計算にあたり、歳入と原価の金額の割合が均衡する 100%から 20%以上乖離する場合に、他自治体の手数料との整合性等を考慮の上、見直しの検討を行う方針としました。

また、証明書の原価計算についても、物件費の算定方法について見直し、より厳密なものとなるよう平成 30 年度中に見直しを図っていきます。

【意見】② 受益者負担割合の計算について

〔意見の要旨〕

受益者負担割合の計算に用いられる原価計算表において、人件費を構成する非常勤嘱託員報酬として、税務証明等業務に係る非常勤嘱託員は報酬の100%の額を、税務相談員は報酬の10%の額を計上している。

非常勤嘱託員報酬の平成26～28年度の推移について、平成27年度の金額が減少する等の不規則な点があったため、その内容を確認したところ、税務相談員報酬の予算から非常勤嘱託員の報酬の一部を支出していたことが判明し、結果として原価の集計漏れが生じていた。

訂正後の数値を平成28年度の受益者負担割合の計算に反映させると、受益者負担割合は99.3%から94.5%に低下する。集計漏れが受益者負担割合に与える影響は軽微であるが、税証明書の交付手数料についても手数料収入と原価の均衡を図る場合は、より正確な原価の算定が求められる。

そのため、今後、税証明書の原価の算出にあたっては、原価の範囲にかかる認識の相違や原価の集計漏れ等の計算誤りが生じないように留意することが必要である。

〔措置の内容〕

原価の算出にあたっては、原価の範囲にかかる認識の相違や集計漏れ等による計算誤りがないように、平成30年度中に算定方法を整理し、課内会議等において周知徹底いたします。

II 市民文化局（【11】は高津区役所が措置）

【1】岡本太郎美術館使用料

【意見】②使用する原価計算表の様式について

〔意見の要旨〕

岡本太郎美術館は施設の維持管理について指定管理者制度を導入しているが、企画展の企画等は市の職員が実施している。施設の経費を算出するにあたり、直営施設の様式の原価計算表を使用しており、指定管理者への指定管理委託料を原価に計上している。

市の考え方では、指定管理者制度を導入している場合、指定管理者委託料を原価とするのではなく指定管理者の収支決算書の支出額を原価とすることから、今後は指定管理者の施設の様式の原価計算表を使用し、指定管理者の収支決算書の支出額に基づき原価を算出すべきと考える。

なお、指定管理者の収支決算書の支出額には岡本太郎美術館内にあるショップ収入にかかる費用も含まれているため、ショップ収入にかかる費用を考慮したうえで、原価を算出し、受益者負担割合を算出する必要がある。

〔措置の内容〕

平成31年度から、指定管理者の施設の様式の原価計算表を使用し、指定管理者の収支決算書の支出額に基づき原価を算出していきます。

【意見】③小田急カード、TOKYU CARD の優待について

〔意見の要旨〕

岡本太郎美術館では、小田急クレジットカードか TOKYU CARD のいずれかを掲示すると料金が2割引となる。当施設が小田急線・東急沿線の生田緑地内にあることから、料金割引することで施設の利用促進や新規利用者開拓が期待できるとして導入された施策である。

しかし、この割引施策が施設の利用促進・新規利用者開拓に本当に貢献しているかという点で見た場合、確かに各種カードのホームページの優待施設に掲載されていることから一定の効果はあるかもしれないが、優待を利用した利用者のうち、2割引であることを理由に来館した者が実際にどれだけいるかは不明であり、優待券数は把握しているものの当初期待した効果が出ているか市でも測定できていない。

各種カードは必ずしも川崎市に住む者だけが保有しているわけではなく、受益者負担の観点からは公平性を欠いているともいえ、また、他の市の施設にとの併用による割引施策や waon カードによる割り引く優待のような施策的效果が見込めるものにもなっていない。

したがって、割引優待が適切な施策かどうかを検討することが望ましい。施設の利用促進を見込んで優待を実施するのであれば、来館者へのアンケート調査を実施するなどの手法により利用促進や新規利用者開拓の効果を測定し、割引優待するだけの効果が認められることを定期的に確認することが望ましい。

〔措置の内容〕

平成30年5月から、優待カードの利用実態を確認するために来館者アンケートを実施しています。

アンケート結果をもとに、利用促進や新規利用者開拓の効果の測定を行っており、定期的な確認の中で、必要に応じ見直していきます。

【2】国際交流センター施設利用料

【意見】① 受益者負担割合の計算に使用する人件費等の算定方法について

〔意見の要旨〕

原価の集計にあたっては、人件費は業務の従事割合に応じて按分することが望ましい。厳密な業務の従事割合の把握は困難とも考えられるが、業務分担表の作成等を通じて業務割合を把握し、業務割合が面積比とかけ離れている場合には、人件費の按分基準の変更を検討することが望ましい。

〔措置の内容〕

受益者負担割合の計算に使用する人件費について、業務分担表の作成を通じて把握した業務割合は0.6となり、面積比(0.51)の割合と大きな乖離はありませんでした。

平成31年度から定期的に行う原価計算にあたっては、受益者負担割合の計算に使用する人件費について業務の従事割合に応じた按分により計算することとし、より正確

な受益者負担割合の算出に努めていきます。

【3】スポーツセンター利用料

【意見】① 受益者負担割合の計算に使用する人件費等の算定方法について

〔意見の要旨〕

原価集計にあたっては、人件費は業務の従事割合に応じて按分することが望ましいと考えられる。スポーツセンターには様々な施設があるため、業務の従事割合の把握が困難となる状況も考えられるが、業務分担表の作成等を通じて業務割合を把握し、業務割合が面積比とかけ離れている場合には、人件費の按分基準の変更を検討することが望ましい。

〔措置の内容〕

受益者負担割合の計算に使用する人件費について、業務分担表の作成を通じて把握した業務割合は0.83となり、面積比(0.82)の割合と大きな乖離はありませんでした。

平成31年度から定期的に行う原価計算にあたっては、受益者負担割合の計算に使用する人件費について業務の従事割合に応じた按分により計算することとし、より正確な受益者負担割合の算出に努めていきます。

【意見】② 継続的な料金の見直しと原価削減の必要性について

〔意見の要旨〕

平成29年度に利用料金を改定したが、激変緩和措置による10%の引き上げに留めたため、改定後の利用料金であっても標準的受益者負担割合(50%)より低い状況が継続する。

原価削減案として指定管理者制度を導入しているが、具体的な今後の原価削減案はなく、料金改定についても現段階では未定である。継続的な原価削減と料金改定の検討が必要と考えられる。

〔措置の内容〕

原価計算による状況把握を毎年行いながら、本市総合計画の実施計画の改定や消費税率の引上げを踏まえ、4年ごとに利用料金見直しの検討を行います。原価の削減についても指定管理者からの報告やヒアリングを通して継続的に検討していきます。

【4】市民プラザ利用料

【意見】① 受益者負担割合の計算に使用する原価の算定方法について

〔意見の要旨〕

受益者負担割合の計算に使用する管理費、光熱水費、修繕費は、プール・体育館の利用コマ数によって按分の上で原価を算定しているが、市民プラザではホール・会議室の利用料金などの貸館にかかる経費も発生している。会議室も考慮に入れた

面積比と利用率によって算出した按分割合が現行の割合と大きく乖離する場合、貸館も考慮にいれて算定することが望ましいと考えられる。

〔措置の内容〕

管理費、光熱水費、修繕費について、プール・体育館の他に会議室を加え、面積比と一般利用率によって算定した按分割合を基に受益者負担率を算出した結果、受益者負担率は23.9%となり、従前と大きな乖離はありませんでした。

平成31年度から定期的に行う受益者負担割合の計算にあたっては、プール・体育館に会議室を加えた面積比と利用率によって算出した按分割合を用いることとし、より正確な受益者負担割合の算出に努めていきます。

【意見】② 複数の性質を持つ施設に係る標準的受益者負担割合の取扱いについて

〔意見の要旨〕

市は、文化・芸術施設、余暇施設、運動施設、市民館・会館等（貸館施設）といった施設の性質を考慮し、標準的受益者負担割合を決定しているが、複数の性質を持つ施設について、一部の性質のみを考慮して標準的受益者負担割合を設定している。

市民プラザは、貸室と運動施設を有するが、貸館施設の性質のみを考慮して標準的受益者割合を25%に設定した。しかし、実際は使用料収入の54.7%(平成28年度)をプール・体育館等の体育施設の利用料金が占めている。

平成28年度の見直しにおいて、実績の受益者負担割合24.8%は、貸館施設の標準的受益者負担割合25%と比較したため乖離がないと判定されたが、運動施設の標準的受益者負担割合50%と比較すると大きく乖離している。

複数の性質を有する施設の標準的受益者負担割合を、一部の施設の性質だけを考慮して決定してよいのか、そのように算出した標準的受益者割合と施設全体の受益者負担割合が乖離していなければ料金は妥当といえるのかを、検討する必要がある。

なお、「使用料・手数料の設定基準」では、標準的受益者負担割合は公の施設全体で判断するとしているが、複数の性質を有する施設の具体的な考え方までは想定されていないと考えられる。複数の性質を有する施設に対する標準的受益者負担割合の取扱いを明確にするとともに、実際の運用としても、複数の性質に鑑みた標準的受益者割合を決定することが望まれる。

〔措置の内容〕

複数の性質を持つ施設の標準的受益者負担割合の取扱いについては、各施設の設定目的や利用実態等を踏まえ、平成32年度に予定している全庁的な使用料・手数料の見直しに合わせ、適切に対応していきます。

【5】とどろきアリーナ利用料

【意見】① 受益者負担割合の計算に使用する人件費等の算定方法について

〔意見の要旨〕

原価集計にあたっては人件費は業務の従事割合に応じて按分することが望ましい

と考えられる。とどろきアリーナには様々な施設があるため、業務の従事割合の把握が困難となる状況も考えられるが、業務分担表の作成等を通じて業務割合を把握し、業務割合が面積比とかけ離れている場合には、人件費の按分基準の変更を検討することが望ましい。

〔措置の内容〕

受益者負担割合の計算に使用する人件費について、業務分担表の作成を通じて把握した業務割合は0.86となり、面積比(0.86)の割合と乖離はありませんでした。

平成31年度から定期的に行う原価計算にあたっては、受益者負担割合の計算に使用する人件費について業務の従事割合に応じた按分により計算することとし、より正確な受益者負担割合の算出に努めていきます。

【6】 武道館利用料

【意見】① 受益者負担割合の計算に使用する人件費等の算定方法について

〔意見の要旨〕

原価集計にあたっては人件費は業務の従事割合に応じて按分することが望ましいと考えられる。武道館には様々な施設があるため、業務の従事割合の把握が困難となる状況も考えられるが、業務分担表の作成等を通じて業務割合を把握し、業務割合が面積比とかけ離れている場合には、人件費の按分基準の変更を検討することが望ましい。

〔措置の内容〕

受益者負担割合の計算に使用する人件費について、業務分担表の作成を通じて把握した業務割合は0.90となり、面積比(0.94)の割合と大きな乖離はありませんでした。

平成31年度から定期的に行う原価計算にあたっては、受益者負担割合の計算に使用する人件費について業務の従事割合に応じた按分により計算することとし、より正確な受益者負担割合の算出に努めていきます。

【意見】② 継続的な料金の見直しと原価削減について

〔意見の要旨〕

平成29年度に利用料金を改定したが、激変緩和措置による10%の引き上げに留めたため、改定後の利用料金であっても標準的受益者負担割合(50%)より低い状況が継続する。原価削減案として指定管理者制度を導入しているが、具体的な今後の原価削減案はなく、料金改定についても現段階では未定である。継続的な原価削減と料金改定の検討が必要と考えられる。

〔措置の内容〕

原価計算による状況把握を毎年行いながら、本市総合計画の実施計画の改定や消費税率の引上げを踏まえ、4年ごとに利用料金見直しの検討を行います。原価の削減についても指定管理者からの報告やヒアリングを通して継続的に検討していきます。

【8】アートセンター利用料

【意見】① 受益者負担割合の計算に使用する原価の算出方法について

〔意見の要旨〕

アートセンターでは、劇場や映像ホールなどの全ての貸施設の利用コマ数合計のうち貸館として利用されるコマ数の割合によって原価を算出している。すなわち、貸施設は、劇場や映像ホールといった大規模なものから、楽屋・研修室といった小規模なものまで多岐にわたるが、すべての貸施設に同じ原価がかかっているという前提に基づいて計算している。

貸施設ごとに原価が大幅に異なる場合は、すべての施設に同じ原価がかかっているという前提に基づく現行の方法では適切に原価を算出できていない可能性がある。

原価の算出に当たっては、原価の発生と関連する数値によって按分することが望ましい。例えば、施設の面積を追加で考慮すること等が考えられる。現状使用しているコマ数の比率とコマ数に面積比を追加で考慮した比率がかけ離れている場合など、コマ数の比率が実際の原価を適切に反映していない場合には、按分基準の変更を検討することが望ましい。

〔措置の内容〕

コマ数の比率で按分している現行の受益者負担率は22.8%ですが、コマ数に面積比を追加で考慮した場合の受益者負担率は24.4%となり、負担率に大きな乖離はなく、またいずれも標準的受益者負担割合（25%程度）の範囲内となっております。

今後も、受益者負担の一層の適正化に努めてまいります。

【10】市民ミュージアム利用料

【意見】① 小田急カード、TOKYU CARDの優待について

〔意見の要旨〕

小田急クレジットカード、TOKYU CARDのいずれかを提示すると、企画展や映画の観覧料が割引または値引きとなる。これらの優待は、当施設の利用促進や新規利用者開拓を期待して導入された施策である。

この施策が、施設の利用向上に本当に貢献しているかという点で見た場合、確かに各種カードのホームページに割引又は値引きがある施設として掲載されていることから一定の広告効果はあるかもしれないが、割引又は値引きがあることをもって来館した者が実際にどれだけいるかは不明であり、当初期待した効果が出ているかは分からない。

各種カードは必ずしも川崎市に住む者だけが保有しているわけではなく、受益者負担の観点からは公平性を欠いており、当該優待が適切な施策かどうかを検討する必要がある。

平成29年度に指定管理者制度を導入し、優待件数の把握を始めたとのことだが、施設の利用促進を見込んで優待を実施するのであれば、来館者へのアンケート調査

を実施するなどの手法により利用促進や新規利用者開拓の効果を測定し、優待するだけの効果が認められることを定期的に確認する必要がある。

〔措置の内容〕

平成30年4月からカードを提示して入館された利用者に対してアンケートを実施し、利用促進や新規利用者開拓の効果を測定できるよう改善しました。この結果をもとに、カード優待による効果を定期的に確認しており、必要に応じ見直していきます。

【意見】②原価計算表の減免に含める範囲について

〔意見の要旨〕

市民ミュージアムでは、観覧料にかかる減免額を把握していない。企画展にかかる減免額は、企画展ごとに有料入館者の①一般個人、②一般割引、③シニア・高大学生個人、④シニア・高大学生割引の構成比を算出し、無料入館者（招待者含む）も同じ構成比と仮定して、企画展ごとに簡便的に算出している。障害者手帳持参者及び介助者など観覧料減免となる者に対し、本来の料金区分を確認していないので、実際の受益者負担割合は簡便的な方法で減免額を算出した受益者負担割合と異なる可能性がある。当施設は全庁的見直しにおいて、すでに受益者負担割合が標準的受益者負担割合を大幅に下回っていることから料金の改定にかかる追加検討を実施しており、当該算出方法が料金の改定に影響する可能性は低いが、費用対効果を勘案したうえで、市の方針に合わせて減免金額を把握し受益者負担割合を算出するかの検討が望まれる。

〔措置の内容〕

平成30年7月から障害者手帳持参者及び介助者など観覧料減免となる者に対し本来の料金区分の確認を行うことで正確な減免額の把握ができるよう改善しました。

【意見】施設のあり方の検討について（過年度の包括外部監査指摘事項のフォローアップ）

〔意見の要旨〕

平成15年度の包括外部監査人の意見を受け、様々な取組が実施され、平成28年度の年間利用者数は181,910人であり、目標とした25万人には達成していないものの、監査対象とされた平成14年度の入場者数85,429人と比較すると2倍以上に増加しており、一定の成果は認められる。一方、有料の企画展の収支比率は18.6%（平成26年度）であり、目標とした30%に達していない。

指定管理者制度を導入したとはいえ今後使用料収入を増やすのは容易ではないと見受けられた。

平成28年度の全庁的見直しにおいて、料金の引き上げを検討すべき施設となったが、料金を引き上げるとさらなる利用者が見込めないとの判断から改定を見送ったことを踏まえると、今後、料金の大幅な引き上げは難しいと考える。

一方、経費は減少しているが、依然として年間450百万円程度の赤字である。昭和63年に開館した施設は徐々に建物が老朽化している。しかし、大規模修繕に要

する費用は上記の経費の金額には含まないため、施設の管理維持には上記の赤字の額以上の公費が投入されている。

平成 17 年に基本計画を定めてから既に 10 年以上が経過した中での現在の状況を鑑み、市は今後当施設を現在の料金水準でどのように維持していくのか、どのように使用料収入を増やしていくのか、原価を削減していくのかを検討する必要がある。なお、当施設の床面積は 19,543 m²と広く、当該土地を他の用途で利用すれば得られるであろう収入や効用を逸していると考えれば、機会損失が発生しているともいえる。

収入は増やせない、支出は減らせないということであれば、この赤字負担額を明らかにしたうえで、当施設が市民にとってどのような利用価値があるのかなどを考慮し、市が維持し続けるべき施設なのかについて検討する段階に来ていると考える。

〔措置の内容〕

平成 16 年 2 月の包括外部監査における意見を受け、民間館長の登用や所管局の移管、教育普及、企画、広報事業といった基幹業務の直営化など様々な取組を進めてきました。こうした経緯を経て、更なる市民サービスと魅力の向上を目指し、民間活力を導入した施設運営を行うこととし、平成 29 年 4 月から 5 年の指定管理期間で新たに指定管理者制度を導入しました。

指定管理制度導入初年度である平成 29 年度には、総入館者数は 282,211 人と平成 28 年度の実績を約 10 万人上回り、使用料収入も 35,281 千円と前年度の実績を上回っており、民間活力の導入の効果があったものと考えます。

現指定管理期間においては、引き続き、指定管理者と協議・調整しながら、市民ミュージアムが豊かな人間性や創造力・感性を育む文化芸術の発信拠点として、多くの方々に親しまれるよう、取組を進めます。

【11】大山街道ふるさと館利用料

【意見】② 施設有効活用及び使用料の見直しについて

〔意見の要旨〕

イベントホールと和室の利用率は過去 3 年間 50%を下回っており、第 1・第 2 会議室の利用率は 50%程度であるもののここ数年横ばいである。

この点、利用率を上昇させるために使用料を見直すことを議論の俎上にあげるべきと考える。具体的な方策の一つとして、他施設との比較が考えられる。現状、仮に同じ規模の貸室としても、施設仕様、利便性、近隣施設の有無等、各施設を取り巻く状況は同一ではなく、比較に適した他自治体の同種施設を抽出することは困難であるため市は比較を行っていないが、大山街道ふるさと館の使用料の相場観を把握するために比較することに意義はあるといえる。また、当該施設には土曜日・日曜日・祝日料金として 2 割増しの使用料が設定されているが、余暇施設ではないため、これを見直し、一律料金とすることも方策の一つと考えられる。

一方で、使用料を見直したとしても利用率の向上が見込めないのであれば、部分的に他の用途に転用することを検討することが必要と考えられる。

〔措置の内容〕

平成 29 年度よりふれあいネットの個人カード利用も可能とし、また、音楽等の音の出る活動での利用を認めるなど、利用者の声を反映した施設づくりを行い、利便性と利用率の向上に向けた取組を実施しています。その効果として、会議室全体の利用率は平成 29 年度 48.6%となっており、平成 28 年度 45.7%と比較し 2.9%増加しています。

使用料の見直しについて、平成 28 年の全庁的な使用料・手数料の見直しにおいて当館の平成 25・26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 20.8%であり、標準的受益者負担割合（25%）と±5%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行いませんでした。また、土日祝日と平日の利用料の一律化について、第 1 会議室を除いて土日祝日は平日より利用率が高く、2 割増しの利用料金を平日料金に引き下げること指定管理者の減収につながってしまうことなどから、今後、おおむね 4 年で実施される全庁的な見直しのタイミングで、他施設との使用料の比較や、利用率と利用料収入のバランス等を含め、同館の適切な利用料について検討していきます。

【12】人権・男女共同参画センター利用料

【意見】① 平成 28 年度原価計算表の作成について

〔意見の要旨〕

平成 28 年度原価計算表の受益者負担割合は、下記のように算定されている。

利用料金収入（減免含む）14,200 千円／（管理運営に要した経費 56,055 千円＋指定管理委託料以外の市支出 0 円）×100＝25.3%

このうち、「指定管理委託料以外の市支出」は、指定管理者との協定において、市が負担すべき施設整備補修費（1 件につき 100 万円以上のもの）のうち、貸館業務に関する部分の整備補修費が含まれることとなっており、原価計算表は、当該支出を 0 円としている。

しかし、平成 28 年度の貸館業務に関する部分の整備補修費は、1,289 千円発生しており、過年度に原価計算表の作成にあたって「指定管理委託料以外の市支出」の項目が発生していなかったため、当該金額を含めることを失念していた。当該金額の受益者負担割合の計算への影響は、25.3%→24.8%であり、利用料金の見直しが必要な状況ではないが、受益者負担割合は、利用料金見直しの根拠となるものであり、仮に利用料金の見直しの基準を上回る原価の集計が漏れていた場合は、適切な利用料金の見直しを実施することが出来なくなるため、原価計算表の作成にあたっては、原価の範囲を適切に把握の上、受益者負担割合の計算誤りが生じないように留意が必要である。

〔措置の内容〕

原価計算については、監査の指摘事項を踏まえて、原価計算表の再計算を行いました。

また、原価の範囲に含まれる範囲を適切に反映し、計算誤りが生じないように、平成 30 年 2 月に所管課内で周知徹底いたしました。

【13】平和館使用料

【意見】① 平成 28 年度の原価計算表の作成について

〔意見の要旨〕

平成 28 年度の原価計算表の受益者負担割合の計算において、使用料減免分 37 千円を加味するのを失念していた。

当該数値を加味して、受益者負担割合を再算定しても、受益者負担割合は 24.9% が 25.4% となるだけで、標準的受益者負担割合（25%）に近似するため、料金の改定は不要の結論に変更はないと考えられるが、受益者負担割合は、利用料金見直しの根拠となるものであり、仮に利用料金の見直しの基準を上回る水準の原価の集計や減免額の集計が漏れていた場合は、適切な利用料金の見直しを実施することが出来なくなるため、原価計算表の作成にあたっては、原価や減免額の範囲を適切に把握の上、受益者負担割合の計算誤りが生じないように留意が必要である。

〔措置の内容〕

受益者負担分の使用料減免分の計上を失念していたことについて、公の施設使用料に係る原価計算表の修正を行い、改善しました。

また、減免額の範囲を適切に把握の上、計上漏れのないよう、平成 30 年 2 月に所管課内に周知徹底いたしました。

【意見】② 受益者負担割合の計算に使用する人件費等の算定方法について

〔意見の要旨〕

受益者負担割合の計算に使用する人件費や物件費は、平和館全体の延べ床面積のうち会議室の延べ床面積が占める割合を用いて算定している。

他の施設では、人件費は業務の割合、物件費は面積比等で算定を行っているケースもあり、按分基準が全庁的に統一されていない。

人件費は、必ずしも施設の面積に応じた負担になるとは考えられない。この点、『使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領』では、原価計算表の作成方法として、人件費は公の施設又は行政サービスに従事している人工を記載するとの定めがある。

原価の集計にあたっては、人件費は業務の従事割合に応じて按分することが望ましいと考えられる。貸館に係る業務や売店での物販業務などを横断的に行っていることから、職員の従事割合の算出が困難となる状況も考えられるが、適切な原価計算の観点から、業務分担表の作成等を通じて、業務割合を把握し、業務割合が面積比とかけ離れている場合には、人件費の按分基準の変更を検討することが望ましい。

〔措置の内容〕

受益者負担割合の計算に使用する人件費について、業務分担表の作成を通じて把握した業務割合は 0.4 となり、面積比（0.36）の割合と大きな乖離はありませんでした。

平成 31 年度から定期的に行う原価計算にあたっては、受益者負担割合の計算に使

用する人件費について業務の従事割合に応じた按分により計算することとし、より正確な受益者負担割合の算出に努めていきます。

【14】東海道かわさき宿交流館利用料

【意見】① 原価計算表の利用料金減免分相当額の算定について

〔意見の要旨〕

利用料を減額または免除する場合及びその額については東海道かわさき宿交流館条例施行規則及び東海道かわさき宿交流館管理運営要綱に定められており、平成 26 年度の減免集計額は 83 千円である。

しかし、平成 28 年度の全庁的見直し時の受益者負担割合の計算に用いられた平成 26 年度原価計算表の利用料金減免分算定額は、指定管理者からの減免分の報告額である 148 千円としていた。正しい集計額を用いて受益者負担割合を再計算しても、受益者負担割合は 27.4%であり、標準的受益者負担割合（25%）と±5%以上の乖離が生じておらず、利用料金の見直しは不要であったが、受益者負担割合の算定は、利用料金見直しの根拠数値となるため、指定管理者からの報告を精査・検討の上、正しく算定することが望まれる。

〔措置の内容〕

東海道かわさき宿交流館条例施行規則及び東海道かわさき宿交流館管理運営要綱に基づく利用料の減額または免除については、平成 30 年度から、例月実施事業等報告書に減免分の報告額を掲載し、指定管理者からの報告を精査・検討するよう改善しました。おおむね 4 年とされる全庁的な見直しのタイミングで、利用料金見直しの根拠数値として算定に努めていきます。

【意見】② 受益者負担割合増加に伴う利用料金値下げの必要性の検討の要否について

〔意見の要旨〕

東海道かわさき宿交流館は平成 25 年に開館したばかりであり、平成 28 年度の全庁的見直しでの平成 26 年度の受益者負担割合（実績）は標準的受益者負担割合から乖離していなかったが、その後、受益者負担割合は上昇し、平成 28 年度の受益者負担割合が 30.4%である。利用者数が平成 25 年の開館時の想定を上回っていることなどが理由と考えられる。

現状は、おおむね 4 年とされる全庁的な見直しのタイミングで料金を見直すことを予定しているが、平成 29 年度以降も利用者の増加や原価の削減などが続き、標準的受益者割合と受益者負担の乖離幅が拡大するようであれば、全庁的な見直しを待たずに利用料金の値下げを検討することも必要と考えられるため、使用料や原価、利用率の推移を継続的にモニタリングしていく必要がある。

〔措置の内容〕

東海道かわさき宿交流館の利用料金見直しについて、おおむね 4 年とされる全庁的な見直しのタイミングで料金を見直すことを予定していますが、利用者数及び

利用率を継続的に経過観察するとともに、原価の削減についても指定管理者からの報告やヒアリングを通して継続的にモニタリングを実施していきます。

【意見】③ 受益者負担割合の計算に使用する人件費等の算定方法について

〔意見の要旨〕

指定管理者が施設の管理運営に要した経費は、指定管理者の「収支決算書」の事業費の金額に全館の事務所を除いた延べ床面積に対する貸館及び交流スペースの面積割合を用いて算定している。

他の施設では、人件費は業務の割合、物件費は面積比等で算定を行っているケースもあり、按分基準が全庁的に統一されていない。

人件費は、必ずしも施設の面積に応じた負担になるとは考えられない。この点『使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領』においては、原価計算表の作成方法として、人件費は公の施設又は行政サービスに従事している人工を記載するとの定めがある。

このため、原価の集計にあたっては、人件費は業務の従事割合に応じて按分することが望ましいと考えられる。適切な原価計算の観点から、業務分担表の作成等を通じて、業務割合を把握し、業務割合が面積比とかけ離れている場合には、人件費の按分基準の変更について検討することが望ましい。

〔措置の内容〕

受益者負担割合の計算に使用する人件費について、業務分担表の作成を通じて把握した業務割合は0.28となり、面積比(0.19)の割合と大きな乖離はありませんでした。

平成31年度から定期的に行う原価計算にあたっては、受益者負担割合の計算に使用する人件費について業務の従事割合に応じた按分により計算することとし、より正確な受益者負担割合の算出に努めていきます。

【15】住民票、印鑑登録証明及び諸証明に関する手数料

【意見】① 人件費の原価差額に関する各手数料への配賦について

〔意見の要旨〕

公の施設使用料に係る原価計算表の「1 人件費(1) 職員給の按分」によると、「(取扱件数×処理時間)÷(年間出勤日数×1日出勤時間)」で従事人数を計算し、市の職員の平均給与を乗じて算定することになっている。処理時間は、職員の作業の習熟度にかかわらず平均的な作業時間として毎年度一定の時間数としており、年間出勤日数×1日出勤時間も年度ごとに大きな変動が生じない。そのため、この計算方式では、取扱件数以外の指標は概ね毎年度一定と考えられるため、取扱件数の変動によって従事人数が変動することとなる。

この計算方式で算定した計算上の従事人数と当該業務を実施している実際的人数(在籍人数)に乖離が生じる場合、実際の人件費の発生額と、原価計算表で配賦計算した人件費に差額が生じる。例えば、取扱件数が減少した場合は、計算上の従事

人数も減少して、実際の在籍人数よりも少なくなることが想定される。この場合、計算上の従事人数と実際の在籍人数の乖離は、取扱件数の減少によって発生した手待ち時間であると想定される。現状は、当該手待ち時間分の人件費については考慮されていないため、実際の人件費発生額との乖離が生じることとなる。

適正な原価計算の観点からは、原価計算表での計算上の従事人数と実際の在籍人数に乖離が生じている場合は、当該差額分の人件費についても、各手数料に追加配賦を行う等の対応が必要であると考えられるため、従事人数と実際の在籍人数との乖離を検証の上、適切な対応を実施することが望まれる。

〔措置の内容〕

取扱件数の変動に伴う原価計算表での従事人数と実際の在籍人数の乖離について、平成 31 年度から定期的に行う原価計算において検証を進めていくとともに、継続的な乖離が生じている場合には、当該差額分の人件費について各手数料へ追加配賦することも検討していきます。

【意見】②受益者負担割合の低下に伴う、手数料の見直しの検討について

〔意見の要旨〕

平成 28 年度の身分証明、不在住証明書（手数料 17 号）、不在籍、独身証明等（手数料 285 号）に係る受益者負担割合は 78.6%である。

不在住証明書（手数料 17 号）は、不動産登記の手続きで使用するケースが多く、土地・家屋の売買による所有権の移転登記件数の推移と類似した傾向が見られることから、年度ごとの社会・経済状況に影響を受けて変動する性質を有しており、また、身分証明書（手数料 285 号）は、警備会社への就職において提出するケースが多く、警備員の雇用状況に影響を受けるため、年度ごとの件数の変動が大きいと考えられる。年度ごとの件数の増減が大きい場合、配賦される変動費も増減して、受益者負担割合にも影響を与えることから、市では、今後の推移に留意して、継続的に受益者負担割合が 80%を下回る場合に、手数料を見直す方針である。

上記記載のとおり、市では手数料の性質を考慮して、継続的な推移に留意することであるため、必ずしも現時点で、手数料の見直しを実施する必要は無いと考えられるが、今後、受益者負担割合が継続して 80%を下回る場合は、利用料金の引き上げを検討することも必要であると考えられるため、受益者負担割合の推移を継続的にモニタリングしていく必要がある。

〔措置の内容〕

当該証明書は年度ごとの変動が大きいという監査の意見を踏まえ、平成 31 年度から定期的に行う原価計算にあたっては受益者負担の推移に留意し、継続的に受益者負担割合が 80%を下回る場合には、手数料の引き上げを検討していきます。

Ⅲ 経済労働局

【3】労働会館施設利用料

【意見】① 受益者負担割合の計算に使用する人件費等の算定方法について

〔意見の要旨〕

原価の算出方針及び金額で記載したとおり、市は指定管理者から提出される収支決算書に基づく経費合計のうち、自主事業やレストランの運営など、貸館事業以外の事業にかかる直接経費を除外した残額（人件費やその他の間接経費）について、面積割合で按分している。他の施設では、人件費は業務の割合、物件費は面積比等で算定を行っているケースもあり、按分基準が全庁的に統一されていない。

人件費は、必ずしも施設の面積に応じた負担になるとは考えられない。この点『使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領』においては、指定管理者制度を導入する施設にかかる原価計算表の入力方法が明確にされていないものの、原価計算表の作成方法として、人件費は公の施設又は行政サービスに従事している人工を記載するとの定めがある。

このため、原価の集計にあたっては、人件費は業務の従事割合に応じて按分することが望ましいと考えられる。貸館に係る業務や売店での物販業務、入居団体との調整などを横断的に行っていることから、職員の従事割合の算出が困難となる状況も考えられるが、適切な原価計算の観点から、業務分担表の作成等を通じて、業務割合を把握し、業務割合が面積比とかけ離れている場合には、人件費の按分基準の変更を検討することが望ましい。

〔措置の内容〕

受益者負担割合の計算に使用する人件費について、業務分担表の作成を通じて把握した業務割合は0.79となり、面積比（0.70）の割合と大きな乖離はありませんでした。

平成31年度から定期的に行う受益者負担割合の計算に際して、人件費は業務の従事割合に応じた按分により計算することとし、より正確な受益者負担割合を算出するよう努めていきます。

【4】生活文化会館利用料

【意見】① 技能職団体の自動減免について

〔意見の要旨〕

生活文化会館は、技能職団体がふれあいネットで利用申込みをする場合、施設の設置目的に鑑み、実際の施設の利用目的に関係なく、自動減免されていた。

しかし、川崎市生活文化会館条例管理運営要綱では、技能職団体であっても、免除されるには設置目的に沿った利用が求められており、実際の利用目的にかかわらず、減免されていたのは問題である。

この点、平成29年度から、新システムに移行し、当施設の職員が利用団体の概要、利用目的等の減免要件を確認の上、減免措置をシステムに反映されるように改善された。引き続き、公平性の観点から、適切な減免等の事務に取り組むことが求められる。

なお、旧システムでは、自動減免は、減免件数しか把握されなかったため、減免金額が把握されていなかった施設が見られるが、当施設では、職員が減免件数と予

約台帳等との突合せを行い、減免金額を計算していたため、減免金額は原価計算表に反映されていた。

〔措置の内容〕

平成 29 年度より導入された新システムの下、今後も引き続き公平性の観点から、適切な減免措置等の事務に取り組んでまいります。

【意見】② 今後の修繕費等の増大を起因とする料金引き上げの必要性について

〔意見の要旨〕

現在の使用料は、利用料収入と管理運営に要した費用（＝ランニングコスト）の比である受益者負担割合によって設定されており、平成 29 年 4 月の料金改定（施設及び設備の料金の一律 2 割引き下げ）も、この受益者負担割合を基準に引き下げられた。

生活文化会館は、昭和 44 年に建築された施設のため老朽化が進んでおり、今後、修繕等による施設管理費などの支出増加が見込まれる。このため、所管課である労働雇用部では、今後コストの増加に伴い受益者負担割合が低下し、一転して利用料の引き上げが必要となる可能性を課題点として挙げていた。

このような修繕費、特に大規模修繕に要するコストは、公費負担の対象となるイニシャルコストに該当する可能性もあり、今後増加が見込まれる修繕コストを、利用者が負担する必要はないのか、受益と負担の適正化の観点から、市全体の方針を改めて検討する必要がある。

〔措置の内容〕

大規模修繕に係る費用については、現行の「使用料・手数料の設定基準」のイニシャルコストの考え方を踏まえ、同基準に基づく原価計算等の実務的取扱等を記載した「原価計算等に係る事務処理要領」を新たに作成し、平成 30 年度中に、庁内への周知を徹底していきます。

また平成 32 年度に予定している全庁的な使用料・手数料の見直しによりイニシャルコストの考え方に変更があった場合は、併せて対応します。

【6】中央卸売市場北部市場使用料

【意見】① 川崎冷蔵株式会社に対する財政支援の明瞭化について

〔意見の要旨〕

川崎冷蔵株式会社は、北部市場における冷凍・冷蔵保管サービスを提供する市の出資法人である。市場の取扱量が減少する中、同社は経営状況が悪化し、平成 22 年に経営改善計画を策定した上で、市の支援のもとで経営改善を進めている。

ここで、市は、同社に対して使用料の減免措置を通じた財政支援を行っている。通常、特定の事業者の経営悪化は使用料を減免する特別の理由に該当しないと考えられるが、市場の安定的な機能維持を担う同社の役割を鑑みると、同社に対する市の財政支援自体の必要性は理解でき、また、減免の手続自体にも、市の稟議書や使用料減免申請書を閲覧した限りでは、瑕疵は認められなかった。

しかし、使用料の減免という形で財政支援してしまうと、他の法人事業者との受益者負担の公平性を阻害するばかりでなく、同社に対する市の負担が明確にならない点で問題がある。使用料を適切に収受した上で、財政支援が必要な部分を補助金や貸付金等により財政支援していれば、同社に対する市の公費負担額が市の支出を通じて明瞭化するが、使用料の減免という形で公費負担してしまうと、同社に対する市の負担の全体像が曖昧になる。実際、同社に対する財政支援の実態は、予算・決算や出資法人の現況調査では分からず、また、同社の経営改善計画や同社に対する出資法人点検評価においても明らかにはなっていない。

〔措置の内容〕

川崎冷蔵株式会社に対する財政支援の明瞭化については、平成 30 年度より、「出資法人経営改善計画における点検評価」（平成 31 年度以降は「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する取組み評価」）において、減免額を記載しました。

IV 環境局

【1】余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根・王禅寺）利用料

【意見】② 生活保護者の減免措置について

〔意見の要旨〕

市の運動施設のうち、ヨネッティー堤根、ヨネッティー王禅寺、上下水道局所管の入江崎余熱利用プールでは、生活保護者の使用料を免除している。一方、市の他のプール施設やスポーツセンター、公園施設は免除していない。

生活保護は健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であり、医療費や水道料金・下水道使用料等について減免措置があるのは理解できるが、運動施設の利用は最低限度の生活をするために必要とまではいえない。このような受益者がサービスを利用するかを主体的に選択するものにまで生活保護者の使用料を免除する必要があるのか、減免措置の対象について再考することが望まれる。

〔措置の内容〕

余熱利用市民施設は、処理センターでのごみ焼却に伴う余熱を有効利用し、地域住民の方々の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与することを目的に設置されたものです。地域の生活保護受給者に対しても、他の市民と同様に利用を促進し、健康増進につながるよう減免を行っておりますが、社会状況の変化等を踏まえ、減免措置の対象について、今後関係部局間で協議、検討してまいります。

【意見】③ 複数の性質を持つ施設の標準的受益者負担割合の取扱いについて

〔意見の要旨〕

ヨネッティー王禅寺は、運動施設（プール）と会議室という2つの異なる性質の施設を有するが、運動施設の性質のみを考慮して標準的受益者負担割合を50%と定めている。もし仮に会議室の性質のみを考慮すると標準的受益者割合は25%となる。

ヨネッティー王禅寺は、プールがメインの施設であるものの、複数の性質を持つ

場合、一部の性質のみを考慮し施設全体の標準的受益者負担割合を決定してよいのか、そのように算出した標準的受益者負担割合と施設全体の受益者負担割合が乖離していなければ料金は妥当と判断してよいのか、検討する必要がある。

「使用料・手数料の設定基準」に定めているとおり、公の施設全体で判断するとしても、現状標準的受益者負担割合は9分類に区分分けしており、複数の性質を持つ施設が想定されていない。複数の性質を持つことを考慮し、標準的受益者負担割合を決定することが望まれる。

〔措置の内容〕

複数の性質を持つ施設の標準的受益者負担割合の取扱いについては、各施設の設定目的や利用実態等を踏まえ、平成32年度に予定している全庁的な使用料・手数料の見直しに合わせ、適切に対応していきます。

【2】橋リサイクルコミュニティセンター利用料

【意見】① 施設の利用の活性化の必要性について

〔意見の要旨〕

橋リサイクルコミュニティセンターの貸室は、特定のリサイクル関連団体が利用しているのみであり、利用者が極めて限定的である。当施設がふれあいネットに登録されておらず、市民に貸室の存在が十分に周知されていないことが原因の1つと推察される。施設の取組みや施設そのものを周知するには様々な方法が考えられるが、少なくともふれあいネットには登録することが望まれる。

また、当施設の家具のリサイクルやフリーマーケット等の施設の取組み自体が広く市民に周知されていない可能性がある。例えば、リサイクル関連講座として、木工教室やせっけん教室、ぞうり教室、リメイク教室など大人から子供まで参加できる多岐にわたる教室を実施しているにもかかわらず、ホームページでは石鹸づくりができる旨の記載しかなく、どのような教室があるかを把握できない。

貸室がある市民プラザが当施設の近くにあることは、当施設の貸室の一般利用が伸びない一因とは推察されるが、一方で市民プラザは年間40万人以上が利用するため、例えば市民プラザで当施設の取組みを周知することで、利用者増加につながることも考えられるのではないだろうか。

費用対効果を勘案したうえで、貸室及び施設の利用の一層の活性化を図ることが望まれる。

〔措置の内容〕

橋リサイクルコミュニティセンターは市民による廃棄物の再利用及び再生利用に係る活動への支援を行うことで、資源循環型社会の構築を推進しております。施設の主目的が市民への廃棄物減量化活動の実践の場の提供であり、貸し会議室はそのために必要なものとなっております。今後は橋リサイクルコミュニティセンターの利活用に向けて、施設運営のあり方を検討していくこととしています。こうした検討の中でふれあいネットへの登録についても検討していきます。

また、指摘のありましたホームページについては全面的な改修が必要なため、今

年度指定管理募集の仕様にインターネットによる広報の強化を明記しております。次年度以降指定管理者と協議しながら、ホームページ等の改善を進めてまいります。

【意見】② 特定団体への減免措置について

〔意見の要旨〕

社会福祉法人が橋りサイクルコミュニティセンターを利用する場合、使用料は全額免除と定めている。しかし、施設の設置目的に照らして、社会福祉法人というだけで全てを免除する理由が不明瞭である。

「使用料・手数料の設定基準」によれば、減免措置はあくまで受益者負担の例外である。

一概に社会福祉法人といっても様々な目的を持つため、全ての法人を免除対象とすることが妥当か再考することが望まれる。

なお、直近3年間においては、社会福祉法人が当施設を利用していないため、使用料収入への影響はない。

〔措置の内容〕

「社会福祉法人」の減免措置については、設立当初廃棄物の再利用及び再生利用を担う団体の一つとして、免除規定を設けられておりますが、現在、廃棄物の減量化を担う団体も変わり、直近3年間の利用実績もありません。橋りサイクルコミュニティセンターの現指定管理者の指定期間が今年度までであることから次期指定期間である平成31年度4月1日以降について、「社会福祉法人」の減免規定を削除する要綱改正を行う予定です。

【3】ごみ処理手数料（事業系一般廃棄物）

【4】ごみ処理手数料（粗大ごみ）

【5】仮設トイレし尿処理手数料

【6】浄化槽等清掃手数料

【意見】② 原価の範囲及び算出方法の統一について

〔意見の要旨〕

ごみ処理手数料等の原価には、管理部門の人件費・経費が含まれる。他の公の施設や行政サービスでは、管理部門の人件費・経費は原価に含まれていない。

物件費についても、他の公の施設や行政サービスでは原価に含まない公債利子を原価に含んでいる。これらは、市全体の原価算出方針と整合していない。

一般廃棄物会計基準で原価に含むこととされているために集計しているとのことだが、「①手数料の算定方法」で記載した通り、一般廃棄物会計基準で示す原価と、自治体が料金設定を考慮する上で公費ではなく受益者の負担と捉える原価の範囲は必ずしも一致する必要はないと考えられる。市全体の方針を考慮し、統一するか否かの検討が望まれる。

〔措置の内容〕

原価計算における見積方法について、平成 30 年度中に、「使用料・手数料の設定基準」に基づく原価計算等の実務的取扱等を記載した「原価計算等に係る事務処理要領」を新たに作成し、明確な考え方を示していきます。

【意見】③ 固定資産の耐用年数の統一について

〔意見の要旨〕

ごみ処理施設で使用する固定資産について、川崎市の公会計の固定資産台帳での耐用年数とごみ処理手数料の原価算出時に使用する耐用年数が一致していない。

平成 23 年度に固定資産台帳を整備するにあたり、固定資産台帳の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき一律に設定した。一方、環境局では資産の特性を考慮した上で設定した耐用年数を継続して使用している。このため、市全体の決算書等で開示する減価償却費と環境局が原価として把握する減価償却費の算出方法が異なっている状況である。

固定資産台帳は、財務報告だけでなく、料金改定等にも使用することが期待されている。今後取得する固定資産については、固定資産台帳の活用のため、環境局が原価として使用する耐用年数と公会計の固定資産台帳の耐用年数を統一することが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 30 年度から定期的に行う原価計算にあたっては、平成 29 年度以後に取得した固定資産について、固定資産台帳に掲載のあるものについては、環境局が原価として使用する耐用年数を、固定資産台帳における年数に統一しました。

【5】仮設トイレし尿処理手数料

【意見】① 継続的な料金見直しの必要性について

〔意見の要旨〕

仮設トイレし尿処理手数料は、事業関係者が建設現場やイベント会場等に臨時に設置した仮設トイレにかかるもので、受益者が事業関係者に限られる。平成 29 年度に手数料の引き上げを実施したが、それでも受益者負担割合は 50%程度にとどまると推察される。特定の受益者のために公費が投入されている状況であるため、適正な受益者負担割合を目指し、継続的な原価削減及び料金改定の検討が望まれる。〔措置の内容〕

平成 32 年度に予定している手数料改定に向け、適正な受益者負担割合を目指し、継続的な原価削減及び料金改定について検討していきます。

【6】浄化槽等清掃手数料

【意見】① 継続的な料金見直しの必要性について

〔意見の要旨〕

浄化槽等清掃手数料・汚泥処理手数料は、下水道が敷設されていない施設を利用

する業者や一般家庭に限られ、受益者が限定的である。

平成 29 年度に手数料の引き上げを実施したが、それでも受益者負担割合は 30% 未滿と推察される。特定の受益者のために公費が投入されている状況であり、また依然として他都市と比較しても低い料金水準であり、適正な受益者負担割合を目指し、継続的な原価削減及び料金改定の検討が望まれる。

〔措置の内容〕

平成 32 年度に予定している手数料改定に向け、適正な受益者負担割合を目指し、継続的な原価削減及び料金改定について検討していきます。

V 健康福祉局

【1】かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑使用料

【意見】① 固定資産の耐用年数の統一について

〔意見の要旨〕

火葬料（市外料金）は、火葬設備等にかかる減価償却費を、受益者へ転嫁している。

減価償却費の計算にあたり、所管課が使用している償却資産（固定資産税）の耐用年数が、川崎市の公会計の固定資産台帳上の耐用年数と一致していない。平成 23 年度に固定資産台帳を整備するにあたり、川崎市の膨大な建物、工作物を含む有形固定資産を効率的かつ適正に管理するため、固定資産台帳の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき一律に設定した。一方、実際の料金改定にあたっては、より正確な耐用年数を得る必要があることから、より実態に即していると思われる償却資産（固定資産税）の耐用年数を採用したとのことである。

固定資産台帳は、財務報告だけでなく、料金改定等にも使用することが期待されている。今後取得する固定資産については、固定資産台帳の活用のため、所管課が使用する耐用年数と公会計の固定資産台帳の耐用年数を統一することが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 31 年度から定期的に行う原価計算にあたっては、今後取得する固定資産については、公会計の固定資産管理台帳に基づく耐用年数を採用し減価償却費を算出することとし、当該固定資産のイニシャルコストを原価に含む使用料改定を行う際には、公会計の固定資産管理台帳に基づく耐用年数を根拠に使用料を算出してまいります。

【意見】② 激変緩和措置の解除スケジュールについて

〔意見の要旨〕

かわさき北部斎苑の大規模修繕工事完了後の平成 31 年 10 月頃に、遺体保管料・休憩室使用料・最上使用料の料金改定が予定されており、平成 28 年度の料金改定で激変緩和措置が適用された火葬料の再改定も行われる見込みである。

平成 28 年度改定時の原価積算資料をレビューした限りでは、次回の料金改定でも激変緩和措置の適用が予想されるが、緩和措置の解除スケジュールのようなものを、

料金改定の際の説明資料の一部として、作っておくことが望ましいと考える。

〔措置の内容〕

平成 31 年度以降に予定している、かわさき北部斎苑の大規模改修工事完了後の次回料金改定に当たっては、関係部署間での協議の上、将来的な料金改定のあり方や、今後の改定スケジュール等について、整理を行ってまいります。

【意見】③ 原価計算表について

〔意見の要旨〕

葬祭場は、大規模修繕工事費や減価償却費等があるが、現状として、原価計算表にイニシャルコストの明確な入力欄がなく、ランニングコストのみが入力されている。

葬祭場の使用料には、イニシャルコストを原価対象経費の範囲に含める料金があり、原価計算表により受益者負担割合の実績値をモニタリングするのであれば、イニシャルコストの原価計算表への入力基準を明確に設定することが望ましいと考える。

〔措置の内容〕

「使用料・手数料の設定基準」のイニシャルコストの考え方を検討し、平成 32 年度に予定している全庁的な使用料・手数料の見直しに合わせ、適切に対応していきます。

【意見】④ 原価計算表における電気料とガス料金等の按分基準について

〔意見の要旨〕

電気料金とガス料金について、平成 28 年度の料金改定の際の原価積算に使用した按分基準と、平成 28 年度の前原価計算表の按分基準が相違していた。合理的な理由がない限りは、按分基準統一させるべきである。

同様に、面積比で按分している原価についても、平成 28 年度の前原価積算資料と、原価計算表で率が異なっており、統一させるのが望ましい。

〔措置の内容〕

平成 31 年度以降に予定している、かわさき北部斎苑の大規模改修工事完了後の次回料金改定に当たり、原価積算の際の按分基準と原価計算表の按分基準について、関係部署間での協議の上、いずれかの基準に統一したうえで、対応してまいります。

【意見】⑤ 火葬料以外の原価計算表について

〔意見の要旨〕

遺体保管料、休憩室使用料、斎場使用料の原価計算表は、別々ではなく、「火葬料以外」と一括りにしている。これは、火葬料以外は平成 31 年度以降に料金改定を予定しており、当面は細かく管理する必要がないためと推測される。(なお、火葬料は、かわさき北部斎苑の大規模改修について、火葬設備が先に終了したため、平成 28 年度に先行して料金改定された)

平成 31 年度以降の料金改定では、保健所生活衛生課は、火葬料以外も、それぞれ原価の積算を行い、料金の改定を行うことを予定している。受益者負担割合のモニ

タリングのためには、原価計算表を分ける必要がある点に留意されたい。

〔措置の内容〕

平成 31 年度以降の料金改定からは、財政課を含めた関係部署間での協議の上、それぞれの使用料ごとに原価計算表を分けて、受益者負担割合のモニタリングを行っていきます。

【3】地域交流センター利用料

【意見】② 川崎市公共施設利用予約システムの登録について

〔意見の要旨〕

市にはふれあいネットが存在するが、かわさき地域交流センターは当該システムでの利用予約を行っていない。

現在かわさき地域交流センターの利用率は近年微増しているものの平日 7.1%、祝日 17.4%と低迷しており、使用料収入も極めて少額である。ふれあいネットへの登録によってインターネットからの利用予約を可能にするとともに、利用率上昇を目指すべきであると考えられる。

〔措置の内容〕

かわさき老人福祉・地域交流センターへのふれあいネットの導入については、次期指定管理期間の初年度である平成 31 年度からの導入を検討しており、今年度、導入に向けた手続等を行っていく予定です。

【4】食品衛生営業許可手数料

【意見】① 原価算定に使用する見積りの再検討について

〔意見の要旨〕

原価を算定するにあたり、人件費と需用費（紙代、印刷代）、駐車料金などに見積りの数値を用いているが、少なくとも直近 10 年間は改定を行っていない。仮に見積りの数値が実態と大きく乖離していた場合、適切に原価が算定できていない可能性がある。手数料の中には年に数件しか実施がない検査に係るものもあり、全ての分類において見直しを行うのは難しいと思われるが、件数の多い飲食店等に関しては定期的に見積りの数値の見直しを行うことが望ましいと考えられる。

〔措置の内容〕

平成 12 年の川崎市手数料条例改正以降も定期的に見直しを行っており、見積り数値が実際との間に大きな乖離は生じておりません。

今後も定期的に見積り数値の見直しを行ってまいります。”

【5】狂犬病予防業務手数料

【意見】① 人工計算における間接人件費の扱いについて

〔意見の要旨〕

受益者負担割合の計算に使用する人工は本庁の職員の間接業務にかかるものも含めて計算を行っているが、他の手数料や使用料では間接人件費を含めずに算定している。当手数料だけ例外を採用する理由がないため、原価計算表においては人件費に間接人件費を含めるべきではない。

なお、間接人件費を含めずに算定した受益者負担割合も 95.2% となり標準的受益者負担割合（100%）と大きな乖離がないため、手数料の見直しに影響はないと考えられる。

〔措置の内容〕

平成 31 年度から定期的に行う原価計算にあたっては、人工計算に間接人件費を含めないものとしました。

Ⅶ まちづくり局

【1】市営住宅使用料・従前居住者用賃貸住宅使用料

【意見】① 過去滞納者からの債権回収

〔意見の要旨〕

公営住宅使用料の過去 5 年間の収納率の推移をみると過年度分（滞納繰越分）は平成 26 年度を境に悪化傾向にあり、収入未済額の 7 割を超える退去滞納者に対する収入未済額の処理が課題となっている。退去滞納者の逃げ得にならないように積極的な回収策を講じるべきである。

〔措置の内容〕

退去滞納者やその親族等の所在調査を定期的に行い、支払請求を行っています。また、文書催告や弁護士に対する収納業務委託により、退去者の滞納債権の回収に取り組んでいるところですが、退去者からの滞納債権の徴収は、退去後 3 年を境に納付率が大きく減少する傾向があることから、平成 30 年度から新たに、退去後 3 年以内の退去者や高額所得者、収入超過者に対して、電話や訪問による催告を重点的に行い、滞納債権の回収強化を図ります。それでもなお、回収不可能な退去滞納者に対する債権は、適時不納欠損処理を行い、適正な債権管理を行います。

【2】特定公共賃貸住宅使用料

【意見】① 特定公共賃貸住宅の今後のあり方の検討

〔意見の要旨〕

使用者負担額減額制度は時限措置であり、平成 30 年 9 月で終了する。当該制度の効果を引き続き確認する必要はあるものの、効果が見られない場合には、家賃が高いことが入居率を減少させる原因ではないとも考えられる。そこで、特定公共賃貸住宅を市営住宅へ転用するなど、特定公共賃貸住宅のあり方の検討を含めた抜本的な対応が求められる。

〔措置の内容〕

本年中に、平成 27 年 10 月から 30 年 9 月まで実施している入居者負担額減額制度のモデル実施の検証を行い、活用策等作成に向け課題を抽出します。

また、特定公共賃貸住宅の立地条件や独立型・混合型等の建物特性を踏まえた活用策・他用途への転換策（案）を平成 31 年 3 月までに作成します。

【4】建築物許可申請手数料

【意見】① 原価の算出方法について

〔意見の要旨〕

原価計算表は受益者負担割合の算出のみならず、発生した原価を把握するために毎年作成しているが、手数料に対してどれくらい原価が発生しているかを把握するために、審査時間及び物件費等については単純平均値を利用するのではなく、手数料区分ごとの見積審査時間・見積り物件費単価を利用して算出した原価の合計を当手数料の原価とすべきである。

〔措置の内容〕

平成 30 年度より見積り方法の方針について検討を開始しました。その結果をもって、原価計算表から手数料区分ごとに計算する予定です。

なお、原価が大きく乖離する場合には、他自治体との整合性等を踏まえながら、手数料改正の要否を検討してまいります。

【意見】② 原価の算出に用いる見積りの定期的な見直しの必要性について

〔意見の要旨〕

外部環境の変化や申請件数の変化、業務の効率化などにより、審査にかかる時間や経費は変化していくと考えられるため、原価を適切に把握するためには、定期的に見積りと実績が乖離していないか検討することが望まれる。

〔措置の内容〕

審査にかかる時間等の実態調査を平成 30 年度より開始しました。実態調査等を踏まえ見積り方法の方針を出せるよう検討してまいります。

Ⅷ 建設緑政局

【3】陸上競技場等使用料、Jリーグ使用料

【4】野球場等使用料

【5】庭球場等使用料

【6】水泳場使用料

【7】つり池使用料

【8】野外音楽堂使用料

【9】その他有料施設使用料

【10】等々力中央広場使用料

【意見】② 原価集計方法のノウハウ承継について

〔意見の要旨〕

原価計算表の作成のために、みどりの企画管理課では、原価の積上げシートを用いているが、当該シートは担当者自身が作成したもので、属人的な仕様となっている。担当者の異動等によりノウハウが適切に承継されず、原価の積上げシートの作成方法の継続性が絶たれる等の問題が生じるおそれがある。

課内で原価の積上げシートの作成方法の共有化を図るなど、後任者に適切にノウハウが承継されるように対応が求められる。

〔措置の内容〕

平成30年8月に、ノウハウが継承されるよう引継資料を作成しました。

【意見】③ 公園全体での受益者負担割合による判断の見直しについて

〔意見の要旨〕

現状では、野球場、テニスコートなど施設別ではなく、複数の運動施設を合わせた建設緑政局所管の市の公園全体を1つの施設とみなして、受益者負担割合が標準的受益者負担割合の50%と乖離していないかで料金改定の要否を判断している。

この点、施設別で見た実績の受益者負担割合には大きなばらつきがあり（テニスコート356%に対して野球場は26%）、すべての施設を1つの施設とみなして受益者負担割合を算定すると、各施設の受益者負担が適切に判断されないおそれがある。

受益者負担を適切に判断するためには、市の公園全体を1つとするのではなく、施設の性質に応じて、いくつかに分類した上で受益者負担割合を設定すべきである。

例えば、町田市など他団体も行っているように、テニスコートやトレーニングジム、プールなど民間業者も点在する施設については100%、野球場や体育館、相撲場など民間業者が運営していない施設については50%負担にするなどが考えられる。

〔措置の内容〕

施設の長寿命化や指定管理等の民活導入を踏まえ、施設の性質に応じた分類、原価計算の方法及び料金体系の多様化等の検討を行います。

検討にあたっては、平成30年度に行った他都市状況の調査結果等を踏まえ、平成31年度内に方針を出せるよう進めてまいります。

【4】野球場等使用料

【意見】① 利用特性等を考慮した多様な料金設定の検討について

〔意見の要旨〕

野球場及びナイター施設は、多摩川河川敷か河川敷以外かにより料金設定は異なるものの、それ以外の部分を除いては野球場の場所や利用者、利用日時等に関係な

く同じ料金が適用されている。

しかし、野球場の整備状況、中高生か一般社会人かどうか、平日か週末かなどを考慮して、一定の範囲内で多様な料金設定とすることは公平な受益者負担の趣旨に反するものではない。野球場の受益者負担割合は 30%に満たず、運動施設の受益者負担割合 50%を下回っている現状に対して、何らかの改善策を検討すべきである。

ナイター施設においては、単位時間当たり電気代に差異があり、同一の料金設定には公平性を損なう点も見られる。例えば、近隣市区町村である大田区では、平日か休日か、区内チームか区外チームかなどによりある程度利用特性に応じた料金区分を設けている。

市は施設の性質（設備の状況）に応じた料金設定の導入の有無を検討すべきである。

〔措置の内容〕

施設の長寿命化や指定管理等の民活導入を踏まえ、施設の性質に応じた分類、原価計算の方法及び料金体系の多様化等の検討を行います。

検討にあたっては、平成 30 年度に行った他都市状況の調査結果等を踏まえ、平成 31 年度内に方針を出せるよう進めてまいります。

【5】庭球場等使用料

【意見】① 市民利用者が否かによる料金格差設定の検討について

〔意見の要旨〕

庭球場は受益者負担割合が 300%を超えており、市が定める運動施設の受益者負担割合の目安である 50%を大きく上回っている。市では、公園全体の運動施設を 1 つとみなして受益者負担割合を検討しており、このような施設ごとの受益者負担割合は考慮していない。結果的に、庭球場の利用者が他の運動施設の費用を負担する形となってしまっている。

仮に、庭球場を単独の施設として捉え、標準的受益者負担割合（50%）まで使用料水準を引き下げようとした場合、現在の 1/6 倍の水準である 1 時間当たり 125 円とする必要があるが、近隣自治体の状況を鑑みると横浜市は 1 時間当たり 1100 円、大田区は 1 時間当たり 480 円から 1500 円の間で設定されており、著しくバランスの失するものになってしまう。

一方、庭球場は利用状況がフル稼働の状況にある。現在、公共施設利用予約システムであるふれあいネットでは、市民のみが抽選に参加でき、利用申込みの際に市民優先となるように設定されている。これに加え、市民料金を引き下げ、市民以外の利用を引き上げることなどにより、市民利用者の受益者負担割合を相対的に下げることが可能と思われる。近隣自治体などでも市民と市民以外で格差をつけることは行われている。

市は、近隣都市とのバランスを考慮しつつ、市民の利用機会の増加を誘導するような料金設定を検討すべきである。

〔措置の内容〕

施設の長寿命化や指定管理等の民活導入を踏まえ、施設の性質に応じた分類、原価計算の方法及び料金体系の多様化等の検討を行います。

検討にあたっては、平成 30 年度に行った他都市状況の調査結果等を踏まえ、平成 31 年度内に方針を出せるよう進めてまいります。

【6】水泳場使用料

【意見】① 「使用料・手数料の設定基準」に基づく料金設定方針の適用について

〔意見の要旨〕

現行の料金は、平成 13 年度に当時の消費者物価指数等を勘案して定められたものであり、設定から 15 年以上が経過している。市では平成 26 年 7 月に「使用料・手数料の設定基準」を策定しており、少なくとも新しい基準により算出される料金との比較検討を行い、料金改定の要否を検討すべきである。

当施設の受益者負担割合は 15% となっており、運動施設の受益者負担割合の目安となる 50% を大きく下回っている。近隣施設等とのバランスから大幅料金改定は困難であるとしても、料金設定の根拠についてはより詳細な説明がなされることが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 30 年度に行った他都市状況の調査結果等を踏まえ、平成 26 年 7 月に策定された「使用料・手数料の設定基準」により算出される料金と比較検討を行うとともに、平成 31 年度中に料金設定の考え方を整理します。

【7】つり池使用料

【意見】① 市場性の高さを考慮した料金設定について

〔意見の要旨〕

近隣市町村においては、公営でつり池施設を擁する自治体は存在せず、専ら民間業者による運営が行われている。

当施設は非常に市場性が高く、公共関与の必要性が低いものと考えられる。これに鑑み、市の標準受益者負担割合は 100% に設定されており、平成 28 年度実績では 94.3% と小幅な乖離の範囲に収まっていると考えられる。

しかし、施設の特長（市場性が高く、営利性を有する点）を鑑みれば、受益者負担割合が 100% を下回らないような料金設定がなされるべきであり、黒字になっていてもおかしくない。平成 25 年度 94.5%、平成 26 年度 94.0%、平成 27 年度 78.9%、平成 28 年度 94.3% と 95% を下回る水準で推移しており、100% を下回らない料金改定の検討を行うべきである。

〔措置の内容〕

釣池については、水質汚濁が進行しており、浚渫工事により水質改善を図る計画があるため、その際に適正な料金設定を検討していきます。

【8】 野外音楽堂使用料

【意見】①施設の廃止、転用も含めた有効活用の検討について

〔意見の要旨〕

野外音楽堂の年間利用件数は10件を下回り、利用頻度が極めて低い。近隣に病院があることから大きな音を出すことへの制約もあり、音楽堂としての機能を十分に発揮できる環境にないと思われる。

当施設は管理コストが高くはなく、財政負担に直接大きな影響を及ぼしているわけではないが、施設の機能を阻害する要因があった上で利用件数が少なく、かつ、その要因を除去することが現状困難なのであるなら、現状のままの音楽堂としての位置づけは機会損失を発生させているとも考えられる。このため、市は、近隣環境などを考慮して、施設の廃止や他施設への転用を含めた施設の有効活用を検討すべきである。

〔措置の内容〕

施設の廃止や利活用（他施設への転用、施設の有効活用、指定管理等の民活導入等）を含めて、今後の施設のあり方について、平成31年度以降も他の公園の再編整備計画などを踏まえ引き続き検討していきます。

【13】 早野聖地公園墓所使用料

【14】 緑ヶ丘霊園墓所使用料

【意見】①墓所の用地費等のイニシャルコストの見積方法の明示

〔意見の要旨〕

霊園が公園の一部を構成し、都市公園の一環と位置付けられる墓園事業の性質を考慮し、公園の用地費や公園に関連する工事費に対して、公園の敷地面積全体に占める墓所の敷地面積の割合とされる60%を乗じて、墓地の用地費等のイニシャルコストを見積もっている。

当使用料について敷地面積の割合に応じてイニシャルコストを見積もることには一定の合理性がある。しかし、この考え方を採用する使用料が他になく、その取扱いが、「使用料・手数料の設定基準」又は「使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領」に明記されていない。当設定基準及び当作成要領では、個々の施設やサービスの内容を勘案して例外を採用するものについて定めがないが、例外を採用している場合は、その旨及びその理由を設定基準又は作成要領で明らかにしておくことが望ましい。

〔措置の内容〕

「使用料・手数料の設定基準」のイニシャルコストの考え方を検討し、平成32年度に予定している全庁的な使用料・手数料の見直しに合わせ、適切に対応していきます。

【17】 放置自転車等返還手数料

【意見】① 手数料の改定の要否の検討について

〔意見の要旨〕

現行の手数料は、平成13年度の撤去費用と撤去台数の実績に基づき、返還率100%を前提として、コスト全額を違反者に負担させる水準で設定されている。

設定から15年が経過し、保管場所の再編や引き取り時間の短縮など運営方法の工夫を行った結果、コスト削減努力や放置自転車の減少等の成果が認められる。

一方で、放置禁止区域の増加など取り締まり強化に伴うコストが増加している。

また、実際の返還率は6割程度で推移している。

返還されなかった自転車等は、一定のルールの下で売却し、売却収入も発生している。

放置自転車返還手数料は、料金設定当初と比べ市の放置自転車対策の環境はおおきく変化している。このため、市は料金設定の前提となる考え方を整理したうえで、環境の変化を反映した料金改定の要否を検討すべきである。

〔措置の内容〕

駐輪場の利用状況の偏り等の課題については認識しており、駐輪場の保管所等の再編整備計画の策定に向け、関係部署との調整を進めております。

保管所再編整備計画は、平成32年3月に策定予定のため、次年度以降に手数料の考え方を整理してまいります。

【18】 自転車等駐車場利用料

【意見】② 駐輪場の適正な料金改定について

〔意見の要旨〕

市は「自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン」に基づき、地域・施設特性に基づくきめ細やかな料金設定や指定管理者制度の導入を行っている。

市では、今後の料金改定については、指定管理者の提案を受けながら検討していくこととしている。しかし、料金体系が駐輪場の規模や立地、利用環境によって異なっており、複雑であることから、今後の料金の改定にあたっては、指定管理者の提案に過度に頼りすぎることなく、市が主体となって料金見直しを検討することが求められる。

〔措置の内容〕

料金改定については、これまでも本市が策定した「利用促進プラン」内の「施設特性に応じた1日利用料金の設定額」に基づいて、指定管理者の提案を受け、市と協議を行ったうえで料金の設定・改定を行っています。

今後も適切に協議を実施し、料金の改定を行います。

【意見】③ 駐輪場の適正な配置の検討について

〔意見の要旨〕

市は平成 23 年 2 月に「自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン」を策定し、駐輪場の利用促進や利用率の平準化を目的として、市内一律の利用料金を改め、施設の周辺環境や地域特性に応じた料金を設定している。

しかし、駐輪場の利用率は市内約 140 か所の駐輪場のうち 14%の施設（産業道路駅周辺自転車等駐車場第 2 施設）から 167%の施設（武蔵溝ノ口駅南口周辺自転車等駐車場第 4 施設（B 区画）までばらつきが大きい。「自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン」において市は、利用率の平準化を図るために駐輪場の利便性向上に向けて、今後も継続的に検討を行い利用率格差を改善することが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 24 年度から「利用促進プラン」に基づき、駐輪場の周辺環境や施設特性に応じた料金を設定し平準化を図っています。平成 25 年に一部の駐輪場において、料金設定後の状況に応じた料金改定を行っています。

今後も、利用率の格差解消に向けて、料金だけでなく利用者の利便性にあった施設運営を指定管理者と継続的に協議していきます。

【19】証明閲覧手数料

【意見】①人件費算出の基礎となる 1 件当たり処理時間の設定根拠の明確化について

〔意見の要旨〕

市では、1 件当たりの事務処理を 12 分と見積もって原価を算出し、見積り時間は定期的に見直しているが、当該見積り時間の算出根拠が不明確である。

今後、電子化に伴う省力化の進展などにより、事務作業を取り巻く環境は変化していくと思われるため、検証可能な時間算出根拠の準備が必要である。

〔措置の内容〕

平成 32 年度からの運用開始を予定している台帳電子化に伴い、閲覧を無料とし、写しの交付に係る費用を手数料ではなく実費として徴収とする予定であるため、電子化に向けて適正な実費請求額の算定を行います。

Ⅸ 港湾局

【1】ふ頭用地使用料

【2】荷さばき地使用料

【3】倉庫用地使用料

【4】港湾環境整備施設等使用料

【5】上屋使用料

【6】事務所使用料及び事務所附帯施設使用料

【7】ガントリークレーン使用料・トランスファークレーン使用料

【意見】① 利用実態の把握について

〔意見の要旨〕

港湾施設については申請書類等から利用実績（利用件数、利用時間、利用日数・月数等）を把握しているが、これを経年的に経年データ等にまとめて整理し、利用実態を分析した上で、港湾施設のさらなる活用等につなげるまでには至っていない。

利用実態をより詳細に把握することで、港湾施設の最適キャパシティの把握や空きスペースの有効活用等、資源の最適配分に役立つと考えられる。

〔措置の内容〕

平成 30 年度から、港湾施設の利用実績について、経年データ等にまとめることで利用実態を分析し、資源のさらなる有効活用につなげていきます。

【意見】② 港湾に係る各使用料の料金の見直しを実施すべき

〔意見の要旨〕

港湾施設に係る各使用料とは、【1】から【7】に記載した各使用料を指す。

【1】から【7】に記載した通り、港湾に係る各使用料は、【1】のふ頭用地使用料を除き、近年、料金改定がされていない。料金改定は、近隣他港との均衡や、港湾施設を利用する利用者への影響等を十分に考慮して慎重に判断する必要があることが要因として挙げられる。

港湾局で平成 27 年度に使用料見直しを検討した際に原価計算した結果、現状の使用料よりも原価が上回るものもいくつか見受けられた。原価のうち、維持補修費や減価償却費の占める割合が高い施設において、こうした傾向が見られる。上述した事情はあるものの、今後は、これまで用いてきた消費者物価指数等に加えて、「使用料・手数料の設定基準」に示された「標準的な受益者負担の考え方」も参考にしつつ、より適切な使用料の設定のための見直しを検討すべきと考えられる。

〔措置の内容〕

港湾施設に係る使用料について、「使用料・手数料の設定基準」に示された「標準的な受益者負担の考え方」を参考に、次年度以降、適正な原価計算を実施し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、平成 32 年度に予定している全庁的な使用料・手数料の見直しに合わせ、より適切な使用料の設定のための見直しを図ります。

【8】港湾振興会館施設利用料

【意見】① 減免金額の把握について

〔意見の要旨〕

港湾振興会館では、減免額が僅少であることもあり、受益者負担割合の算出にあたっては減免額の影響を考慮していない。

受益者負担割合の算出にあたっては、減免額の参入を検討するとともに、受益者負担割合に大きな変動があった場合は料金の見直しを検討する必要がある。

〔措置の内容〕

原価計算における減免の取扱いについて、平成 30 年度中に、「使用料・手数料の設定基準」に基づく原価計算等の実務的取扱等を記載した「原価計算等に係る事務処理要領」を新たに作成し、統一的な取扱いを示していきます。

【意見】② 港湾事務室利用料に含まれる減価償却費について

〔意見の要旨〕

港湾事務室利用料の原価に含まれる減価償却費について、会館建設費を平成 4 年当時の財務省「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に準拠し、耐用年数 65 年で除して算出しているが、平成 10 年度に耐用年数が短縮され、平成 23 年度に固定資産台帳上の耐用年数は 47 年に設定された。利便性なども考慮したうえで施設の実際の価値についての検討が望まれる。

〔措置の内容〕

平成 31 年度から定期的に行う原価計算にあたっては、今後取得する固定資産については、原則として公会計の固定資産管理台帳に基づく耐用年数を採用し減価償却費を算出することといたします。

本件につきましては、今後、リノベーションなどにより利用者の利便性向上が図られた際に、施設の実際の価値を検討したうえで利用料金の変更についても検討するようにいたします。

【意見】③ テニスコートに対する休日利用料の導入の検討について

〔意見の要旨〕

テニスコートについて、休日の利用率と比較し平日の利用率が低いため、平日利用の促進のために休日料金の設定を検討すべきである。

〔措置の内容〕

港湾振興会館については、駅からは市バス、あるいは自家用車を利用して来館する必要があります。他施設と比較し交通費が余分にかかる関係上、休日料金を値上げすることは利用率の低下につながる恐れがあるため、休日料金の値上げではなく、平日の利用率を向上させることを検討することが適当と考えます。

なお、利用率の向上を図るため、平成 30 年 3 月に「川崎市港湾振興会館の施設等利用許可等に関する要綱」を改正し、抽選申込み回数及び利用回数の制限並びに申込期限を緩和いたしました。

【意見】④ テニスコートの利用率改善のためにふれあいネットの活用をすべき

〔意見の要旨〕

ふれあいネットをうまく活用し、地理的に離れていない富士見テニスコートと大師テニスコートの抽選に漏れた人を港湾振興会館に誘導することで、港湾振興会館の利用促進の一手となる可能性があると考えられる。

〔措置の内容〕

他テニスコートからの誘導については一定の効果が見込まれると考えますが、ふれあいネットには誘導機能がなく、機能の追加も容易ではございませんので、代替策として、平成 31 年 1 月よりチラシを置いてもらい誘導を促しております。

【意見】⑤複数の性質を持つ施設の標準的受益者負担割合の取扱いについて

〔意見の要旨〕

港湾振興会館は貸室と運動施設の両方を有するが、貸室の性質を考慮し、標準的受益者負担割合を25%としている。一部の性質のみを考慮し標準的受益者負担割合を決定してよいかなど、検討する必要がある。現状、標準的受益者負担割合は9分類に区分けされているが、複数の性質を持つ施設が想定されていない。複数の性質を持つことを考慮し、標準的受益者負担割合を決定することが望まれる。

〔措置の内容〕

複数の性質を持つ施設の標準的受益者負担割合の取扱いについては、各施設の設定目的や利用実態等を踏まえ、平成32年度に予定している全庁的な使用料・手数料の見直しに合わせ、適切に対応していきます。

X 上下水道局

【1】入江崎余熱利用プール使用料

【意見】②原価の見直しについて

〔意見の要旨〕

市は、入江崎余熱利用プールの使用料で賄うべき原価の算出において、平成7年度の建設当時の見積原価（類似施設の実績を参考に見積もった金額）を使用している。しかし、この見積り原価は、類似施設の実績を参考にして見積もった金額であること、当初算出時よりすでに20年以上が経過していることから、実績額と乖離している可能性がある。

上下水道局は公営企業部局であり、原価計算表の作成対象部局の範囲外であることから、全庁的な使用料・手数料の見直し対象の範囲外である。しかし、本来は、当施設に係る実績ベースでの原価計算を実施した上で、環境の変化を踏まえて使用料の見直しをするかどうかの検討を行うことが望ましい。

〔措置の内容〕

御意見を踏まえ、改めて、平成28年度の実績にて原価計算を実施しました。平成7年当時の見積原価と平成28年度の原価に大きな乖離は認められません。

次年度以降も定期的に原価計算を行い、使用料改定の要否を検討してまいります。

【意見】③生活保護者の減免措置について

〔意見の要旨〕

市の運動施設のうち、入江崎余熱利用プール、環境局所管のヨネッティ一堤根及びヨネッティ一王禅寺では、生活保護者の使用料を免除している。一方、市の他のプール施設やスポーツセンター、公園施設は免除していない。

生活保護は健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であり、医療費や水道料金・下水道使用料等について減免措置があるのは理解できるが、運動施設の利用は最低限度の生活をするために必要とまではいえない。このような受益者がサービ

スを利用するかを主体的に選択するものにまで生活保護者の使用料を免除する必要があるのか、減免措置の対象について再考することが望まれる。

〔措置の内容〕

入江崎余熱利用プールは、スラッジセンター建設の際、地元還元型施設として建設した経緯もあり、地元の多くの方々に利用いただくとともに、市民の健康の増進及び福祉の向上に寄与することを目的として設置いたしました。

このことから、生活保護者にも利用しやすい環境を整えることは、施設の設置目的に沿うものと考え減免を行っておりますが、社会状況の変化等を踏まえ、減免措置の対象について、今後関係部局間で協議、検討してまいります。

XI 教育委員会

【1】日本民家園使用料

【意見】② 小田急クレジットカード、TOKYU CARD 優待の見直しについて

〔意見の要旨〕

小田急クレジットカード・TOKYU CARD は必ずしも川崎市に住む者だけが保有しているわけではなく、受益者負担の観点からは公平性を欠いている可能性がある。したがって、割引優待が適切な施策かどうかを検討し、引き続き優待を実施するのであれば、来館者へのアンケート調査を実施するなどの手法により利用促進や新規利用者開拓の効果を測定し、定期的に確認することが望ましい。

〔措置の内容〕

平成 30 年 5 月から、優待カードの利用実態を確認するために来館者アンケートを実施しています。

アンケート結果をもとに、利用促進や新規利用開拓の効果の測定を行っており、今後も定期的に実施します。

【意見】③ 使用料設定時の資料の保管について

〔意見の要旨〕

日本民家園では、特別利用の料金設定の根拠資料及び年間パスポート料金設定の根拠資料が保管されていなかった。公文書規程では文書の保管期間は 5 年間とされているが、使用料改定の際の根拠資料となり得るため、保管しておくことが望ましい。

〔措置の内容〕

今後の見直しの際において適切な文書管理を行うよう、平成 30 年 4 月に、業務引継ぎにより所属内での周知を徹底しました。

【2】青少年科学館使用料

【意見】② 小田急クレジットカード、TOKYU CARD 優待の見直しについて

〔意見の要旨〕

小田急クレジットカード・TOKYU CARD は必ずしも川崎市に住む者だけが保有しているわけではなく、受益者負担の観点からは公平性を欠いている可能性がある。したがって、割引優待が適切な施策かどうかを検討し、引き続き優待を実施するのであれば、来館者へのアンケート調査を実施するなどの手法により利用促進や新規利用者開拓の効果を測定し、定期的に確認することが望ましい。

〔措置の内容〕

平成 30 年 5 月から、優待カードの利用実態を確認するために来館者アンケートを実施しています。

アンケート結果をもとに、利用促進や新規利用開拓の効果の測定を行っており、今後も定期的に実施します。

【3】教育文化会館、分館使用料

【4】市民館、分館使用料

【5】有馬・野川生涯学習支援施設利用料

【意見】① 施設の単位について

〔意見の要旨〕

施設の規模、条例が異なる教育文化会館、市民館、有馬・野川生涯学習支援施設の料金を一律で改定しており、施設の状況を加味した料金改定になっていない可能性がある。

3 つの施設を 1 つの施設とみなさず、それぞれ 1 つの施設として認識し、受益者負担割合の算出や料金の見直しをすることを検討する余地がある。

〔措置の内容〕

教育文化会館、市民館及び有馬・野川生涯学習支援施設の使用料については、最新の原価計算の結果を踏まえつつ、各施設の特性や利用実態等を勘案し、平成 32 年度に予定している全庁的な見直しに向けて検討してまいります。

【意見】② 減免金額の再集計に伴う料金の見直しの検討について

〔意見の要旨〕

平成 28 年度までの減免件数と減免金額の把握対象に、ふれあいネットで施設を予約する際に自動減免機能を設定している団体のほとんどが含まれていなかった。

平成 29 年度からは、減免の適用を受ける全ての団体において、紙での申請が必要となったため、以前より正確なデータが集計されるようになっており、これまで把握できていなかった減免金額が多額であった場合には、受益者負担割合に大きな変動が生じる可能性があるため、改めて料金の見直しを検討する必要がある。

〔措置の内容〕

教育文化会館、市民館及び有馬・野川生涯学習支援施設の使用料については、最新の原価計算の結果を踏まえつつ、各施設の特性や利用実態等を勘案し、平成 32 年度に予定している全庁的な見直しに向けて検討してまいります。

【5】有馬・野川生涯学習支援施設利用料

【意見】① 指定管理者による事業収入がある施設の原価の算出について

〔意見の要旨〕

受益者負担割合の算出に当たって、講座・教室の運営等にかかる費用負担を貸室の利用者に転嫁する計算方法となっており、使用料が過大に設定されているおそれがある。事業収入に対応する費用は使用料の原価算定対象経費から控除して、使用料収入に対応する費用を用いて受益者負担割合を算出すべきと考えられる。

〔措置の内容〕

有馬・野川生涯学習支援施設の使用料については、監査意見を踏まえて原価計算を行ったところ、受益者負担割合は 10.1%となり、標準的受益者負担割合との乖離は 14.9%となりました。

本結果を踏まえつつ、各施設の特性や利用実態等を勘案し、平成 32 年度に予定している次回の全庁的な見直しに向けて検討してまいります。